



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	生活問題の現段階と協同組合：現代生活協同組合論の視角を中心に
Author(s)	山田, 定市
Citation	北海道大學教育學部紀要, 42, 1-44
Issue Date	1983-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29262
Type	departmental bulletin paper
File Information	42_P1-44.pdf



生活問題の現段階と協同組合

— 現代生活協同組合論の視角を中心に —

山 田 定 市

A Study on the Present Stages of Living Problems
and Cooperative Association.

Sadaichi Yamada

目 次

I 序 — 問題の所在 —	1
II 生活問題の現段階と生活協同組合に関する基本視角	3
1. 生活協同組合の階級的基盤	3
2. 労働者の貧困化と生活問題	6
3. 地域産業の発展構造	8
4. 現代資本主義と経済民主主義	10
III 現代生活協同組合の基本問題	16
1. 現代生活協同組合の発展条件	16
2. 現代生活協同組合の経営問題	18
(1) 生活協同組合の存立条件	18
(2) 生活協同組合の財務構成とその性格	22
3. 生活協同組合労働の性格	23
(1) 生活にかかわる労働と協同組合労働	24
(2) 協同組合労働の担い手	27
(3) 協同組合労働の地域性・集団性・総合性	29
4. 補論 — 公務労働論に関する若干の論点	30
IV 生活主体の形成と協同組合 — 概括と今後の課題 —	39

I 序 — 問題の所在 —

資本主義経済体制の構造的危機が一段と深まり、そのもとで勤労住民の生活問題が一層深刻化する中にあって、生活に直接かかわる大衆組織として、生活協同組合に対する国民的関心はしだいに高まりつつあるといえよう。2千万人を超える組織構成員を擁し、全国で1兆円近い総事業量を実現している生活協同組合は、その経済的事業活動の面でも、また一般にいわれる消費者運動においても、国民生活の帰趨に少なからぬ影響力をもっているとみることができる。

しかし、このような実践的要請の高い状況の中にあっても、生活協同組合に関する研究の蓄積とその到達水準は決して十全とはいえず、むしろ、現実提起されている実践的課題の方が先行し、研究が理論的にも実証的にもたちおくれ気味であった、ということができよう。このような見地に立って見た場合、生活協同組合論の発展は現実求められている必須の研究課題であるが、その中に含まれる具体的課題は、ひとり生活協同組合論じたいの発展にとどまらず、ひろく他の種類の協同組合の解明、さらにこれと関連する生活問題、消費者運動、消費者教育、さらに住民自治、公務労働論、経済民主主義論としても重要な視座と内容を含んでいる。ここで生活協同組合に焦点をしばって論述するのも、実はそのような共通の分析視角を射程に入れているからにほかならない。

生活協同組合論にかぎってみた場合、これまでの論説について、その何を継承・発展させるべきか、また、新たな分析視角として何を設定すべきかがまず問われることになる。これまで、生活協同組合に関する論説は決して少なくなかったが、それらのいずれについても、体系だったものにはなり切っていなかったといえる。それは、わが国における生協論の生いたちにもかかわる面が少なくない。総じていえば、これまでの生協論に関する理論的枠組みは、おおむね農業協同組合論に負うところがきわめて大きかった、とみてさしつかえない。いわば、農協論の成果の「生協版」として生協論が議論されてきたということは大筋において否定することができないと思う。いいかえるならば、農業協同組合を中心に議論されてきたことの多くが協同組合論として一般化、普遍化され、さらにそれが生活協同組合に適用されて生協論として論述されてきた、とみることができる。農協論 → 協同組合論 → 生協論ともいうべき議論の運びが主流を占めていた、といえよう。このため生活協同組合の独自の性格と構造についての考察が不十分であった、といえることができる。このこととかかわって、生活協同組合の存立基盤やその歴史的発展条件、さらに生活協同組合の成員の性格についての分析がやはり十分に行われなかったことも指摘できよう。

このような反省に立って見た場合、生協論をさらに発展させるうえでふまえるべき基本的視については、大要次のようにいうことができよう。

第1に、生活協同組合を単に生協問題、生協運動の枠内にとどめることなく、より広い視野に立って解明するうえで欠かせないことは、その成員の構成と性格、とりわけその階級的 성격に着目し、それを基礎とする成員の直面している生活問題、さらにそれにもとづく生活要求を明かにすることである。その場合、その階級構成の分析は、一国の全体的な構成とともに地域的な構成の内容に立入った分析でなければならず、さらにそれは地域産業の発展構造との関連（たとえば就業構造、労働力市場などを媒介とする）において明かにされなければならない。そして、このような階級・階層分析を基礎とする諸階級・階層の生活構造、生活問題の分析の視角についてはさまざま考えられるが、ここでは貧困化の視点をとくに重視したいと思う。それは生活問題を貧困化に限定するというよりは、むしろ、現段階における労働者・勤労住民の生活問題の根底には貧困化の進行がある、という基本的認識にもとづいている。もちろん、この場合、貧困化の内実を理論的・実証的に明かにすることはそれじたい独自の研究課題である。

第2に、上記の検討を通して明かにされた労働者・勤労住民の生活問題、さらにそれにもとづく生活にかかわる諸要求について、生活協同組合がどのような役割を果たしうるか、またその実現を可能とする条件は何か、について解明されなければならない。このような課題については、これまでは、生活協同組合の組織・経営上の独自性（具体的には協同組合の運営原則）が議論の中心に据えられてきたが、このことによって現代資本主義のもとにおける生活協同組合の位置と役割を構造的に明かにすることは困難である。いいかえれば、従来の生協論の枠を抜け出すことはできない。むしろ新しい視点として必要なことは、労働者・勤労住民が生活課題を基礎として展開する諸闘争、諸運動の中で生活協同組合がいかなる位置に立ちいかなる役割を担いうるか、を明かにすることである。このこととかかわって、とくに生活協同組合運動と労働組合運動の関連を軸とする地域民主主義運動の分析が重要な意義を有する。

第3に、このように検討を進める過程で、生活協同組合の内部構造についての新たな分析視角が問われる。その一つは生協労働者論であり、いま一つには生協事業論である。いずれもこれまでの生協論では欠落していたかないしはきわめて不十分な分析にとどまっていた論点である。このことにかかわる最近の議論としては、生活問題、社会資本論、公務労働論、生活の社会化に関する議論

などがあるが、それらがいずれも生協労働者論、生協事業論と深く関連しており、同時にこのような視点をふまえた生活協同組合論は、逆に生活問題、社会資本論、公務労働論じたいを深めるうえでも有効となろう。

第4に、生活協同組合の存立基盤、存立条件について考察するならば、地域社会の構造や地域問題との関連をぬきにすることはできない。このことが従来軽視されてきたのは、生協問題が協同組合論の枠内で議論されてきたからにはほかならないが、最近、ようやくそのような視点の狭さから脱却した論述も見られるようになった。⁽¹⁾それらは実践運動をふまえた問題提起としての内容を含みつつも、その提起された課題の本格的解明はほとんど今後に残されている、といえよう。そして、生協運動と地域問題とを関連づけて検討を進めるならば、それは経済民主主義とのかかわりを抜きにすることができない。いいかえれば、生活協同組合は経済民主主義の形態と内容にかかわる一つの具体化であり、生協運動はとりわけ地域に根ざした経済民主主義の実践としての意義を有している。⁽²⁾このような観点から生協問題をより広く考察することは、今もって絶無とはいえない協同組合主義的偏向を正すうえでも必要なことといわなければならない。

注

(1) たとえば坂寄俊雄編『地域生活と生協運動』、(1981年、法律文化社)

(2) この点についてもすでにいくつかの論稿が出ているが、全体として問題提起の域を出ていないといえよう。

たとえば戸木田嘉久「経済民主主義と協同組合運動」(坂寄俊雄編『生活協同組合と現代社会』、1978年、法律文化社、所収)

山田定市「経済民主主義と協同組合運動」(北海道経済研究所『北海道経済』、1980年5月号、所収)。

II 生活問題の現段階と生活協同組合に関する基本視角

1. 生活協同組合の階級的基盤

生活協同組合(消費者組合、消費組合、労働者協同組合)の成員がひろく労働者・勤労住民にわたることはいうまでもないが、その主たる構成が労働者によって占められることはたしかである。しかし、このことがこれまでの生活協同組合論の展開の中でかならずしも十分に組みいれられなかったことが、とくに生活協同組合論の理論的展開のなかで少なからぬ混迷をもたらし原因になったことは否定できない。このことにかかわって、すでにマルクスおよびエンゲルスは、労働者階級による協同組合運動の意義について明確な規定を与えていた。むろん、その中には協同組合工場に対する評価も加わっており、労働者協同組合についての性格規定との間になお整序すべき論点を含んでいたが、労働者協同組合の資本主義的性格ないしその階級的 성격については、改良主義的協同組合論との論争をへながら明確にされていたとみるべきであろう。⁽¹⁾この点はさらにレーニンの場合には協同組合の基本的性格とともに社会主義建設にいたる協同組合の役割を実践的に明かにすることも含めてより現実的に解明されている。その中でレーニンは、プロレタリア協同組合(その中心は労働者消費組合)がもっている一定の改良的役割を認めつつも、それはごくかぎられたものであり、むしろ階級闘争ぬきの社会改良の幻想を生み出しがちになる点も指摘している。また、社会主義のもとでの協同組合の役割について明かにしている点も重要である。⁽²⁾

このような議論をふまえるならば、その後の生協問題の解明にとって必要なことは、このようなマルクス・エンゲルスおよびレーニンの協同組合(とりわけここでは労働者協同組合)に関する論述および実践を正しく継承し発展させることにあったといえる。とくに、国家独占資本主義のも

とにおける労働者階級の貧困化とそれを基底とする生活問題の特徴をふまえて、労働者消費組合の現段階的役割について明かにすることが求められているといえよう。このような視点に立って見た場合、生活協同組合論に一定の前進があったことはたしかであるとしても、マルクス、エンゲルスおよびレーニンによって構築されつつあった科学的協同組合論を発展させるうえで少からぬ混迷のあったことも否定できない。とくにこの節における主題である生活協同組合の階級的基礎に関していえば、大別して次の2点にその混迷の原因を求めることができる。そのひとつは、各種の協同組合の性格をあまねく協同組合の本質として共通に探求する傾向が依然として強く存在しているということであり、さらに、そのことと深くかかわりつつ各種の協同組合の成員を共通して「経済的弱者」に求める論説がいまなお存することである。これらの混同の誤りとそれが協同組合的改良主義におちいる原因になること（つまり没階級的把握になること）については基本的にはすでに古典においても明かにされているのであるが、その論点がかならずしも正しく継承されず、しかも現段階においてふたたび強調され出していることは軽視できない（たとえそれが主観的に協同組合の今日的意義を強調するという意図に立っていようと）。

ところで上記の2点のうち、第1の論点、つまり協同組合としての原論を求めることの是非については、すでにかなり以前に指摘済みなのでここではくり返さない。⁽³⁾ 各種の協同組合に協同組合原則がほぼ共通して採用されているという事象を、各種の協同組合の基本的性格の共通性に直結するということが少からぬ混迷をもたらしただということ指摘するにとどめよう。そこで、ここでは第2の論点にしばって問題点を指摘しておこう。協同組合の成員があまねく「経済的弱者」として表現されることが比較的に入れ易いのは、それがこのことについての常識的判断と共通するからであろう。そのような常識の共通認識がさまざまな種類と領域にわたる協同組合運動の共通の運動基盤を求めることに相通ずる側面があるからである。しかし、同時にこのことがそれぞれの協同組合の階級的存立基礎を曖昧にするということについては、従来あまり注目されていなかったように思う。

たとえば伊東勇夫氏は、歴史的分析においては、労働者消費組合とは区別される小生産者協同組合、とりわけ農業協同組合について、その階層分解をふまえた精緻な分析を展開しているにもかかわらず、その理論的枠組みにかかわって、とくに協同組合の主體的契機については、「主體的には資本主義の矛盾にたいする抵抗として形成され、自衛的性格をもち」、⁽⁴⁾ その意味で「協同組合は、経済的弱小者や小生産者がその経済的非独立性を相互に補って、扶助していこうとする組織」⁽⁵⁾（傍点—引用者）であるとしている。そのいわんとするところは常識的発想としては理解できないわけではないが、すくなくとも、かかる論旨が、(1)資本主義の矛盾に対する抵抗の内実を明確にすることなしに（とくに労働組合運動との関連）のべられていること、(2)したがって「自衛的性格」の階級闘争との関連が不明確であること、(3)そして「経済的弱小者」がいかなる意味において「弱小」であるかについての階級視点が不明確であること、などの問題点を含んでおり、この点についての厳密な検討が必要であることはたしかである。もちろん、伊東氏のこの論述は、「独占段階における協同組合の機能」の章の中でのべられており、したがって、このことが独占資本下の被搾取・抑圧のもとにおかれている諸階層の共通の状態をふまえていることはたしかであるが、たとえそうであるとしても、被搾取・抑圧の状態が各階級・階層によって共通の内実をもつわけではない。このような意味における共通性はむしろ運動の次元において共通の運動目標として成り立つことである。そのさい、生活協同組合もまた生協運動といわれる運動的側面を有することはいうまでもないが、その共通の運動目標は、運動主体のそれぞれ異った状態を基礎とする共通性の意識的追求から設定されることであって、統一や連帯の意義もこの点にあるといえよう。したがって、共通の運動目標

を「経済的弱者」という成員の「共通性」に直結させることはできないといえよう。

このように協同組合の存立基盤の「共通性」を求めようとする議論は、最近とみに活発になっているが、このことの中でとくに協同組合運動の現実のうごきとかかわる論点として2つの問題をあげることができる。そのひとつは地域協同組合論であり、もうひとつは協同組合間協同に関する論点である。地域協同組合論についてもその論旨やその論拠は決して一様ではないが、このような議論が輩出する現実的基礎は、農民層分解の進行過程における兼業農家の増大、それと併行して進む都市化・地域の農協の存立基盤の変化、にあるといえる。そしてこの議論はそのような事態に対応した職能別協同組合の枠をこえて、これに代る「地域原理」にもとづく地域協同組合を構想するというものである。⁽⁶⁾その主眼とするところは農業協同組合や生活協同組合の独自の存在に代る地域協同組合の設置、ということであり、そのために階級・階層をこえた共通の組織原理（としての地域原理）がその基礎に据えられることになる。さらに地域協同組合論は、農業協同組合の発展方向を都市農協化（その概念・内容じたいかならずしも明確ではないが）に求め、さらにそれを地域協同組合として構想することにより生活協同組合をはじめ他の種類の協同組合をも組織的に併合する方向性を内包している。

協同組合の存立基盤の「共通性」を求める具体的・実践的ないまひとつの議論として、協同組合協同をめぐる議論をあげることができる。協同組合間協同については、それ自体議論の多いところであり、その若干の分析視角については別の機会にのべたのでここでは繰り返さないが、⁽⁷⁾とくに階級・階層構成にかかわる代表的見解としてふたたび伊東勇夫氏の論旨をあげることができる。伊東氏は、協同組合間協同原則の成立と展開について歴史的に跡づけたうえで、その現段階的な意義を次のように要約している。すなわち「両組合員（農協の組合員としての生産農民と生協の組合員としての都市の消費者 — 引用者）の性質の差もだんだんと近づいて国家独占資本主義下における勤労者として同一性をもちつつあるとも考えられる。……そして生産者、消費者としての両組合員の敵対関係も、その間に介在する流通資本との関係では、利害が相反するよりも、共通性をもつ点が多く、このことが理解されるに従って、流通資本を排除して生産者の組合と消費者の組合が、直接に提携し、協同組合間協同を行なって行こう、という気運が熟成してきているといってもよからう。そしてこれは国家独占資本主義段階での労農同盟の一形態ともみることができる」⁽⁸⁾と。つまり、ここでは協同組合間協同の存立の基礎を、生活協同組合と農業協同組合（に代表される各種協同組合）の成員の性格の接近とその直面する課題の共通性に求めている、とみることができる。現段階の協同組合間協同がその存立条件のもとに一定の役割を担いつつ、他面で限界をもっていることはいうまでもないが、⁽⁹⁾その存立条件を、伊東氏がのべるように、それぞれの協同組合の成員の共通性ないし類似性に求めることは、現段階の階級・階層構成の認識としても正しいとはいえず、また、協同組合間協同の現段階的性格を明かにするうえでも決して有効な方法とはいえない。

以上、協同組合にかかわる現実的課題の若干の論点についてのべたのであるが、それは、階級・階層構成の不正確な認識がそれにもとづく実践的課題への接近じたいを困難にするものであることの例証ともいえよう。かくして、あらためて生活協同組合の存立基盤を現段階の階級・階層構成との関連において正しく把握することが重要である。

さて、現段階の階級・階層構成について、これを生活協同組合の存立基盤としてみた場合、すくなくとも次の諸点に関してさらに深める必要がある。①日本における階級構成の中で労働者階級は着実に増大・成長しつつある階級である。それは必然的に支配者階級との間の敵対関係の激化をもたらしつつある。②同時にこのような労働者階級の増大・成長の過程は、農山漁村におけ

る農漁民の激しい階層分解の過程を伴っている(豊山漁村における「中間層」の減少・没落)。(3)さらに労働者階級の内部構成の変化が顕著になりつつあるが、その実態をとらえようとするにあたって、これまでの主として既存の統計に依存した階級構成分析ではとらえきれない内容的な変化がある。単に労働者の所属する産業部門、職種、事業体、従業上の地位などではとらえ切れない構造的な変化がみられる。したがってこれに見合う階級・階層分析も、階級構成分析から階級構造分析へと深化することが求められる。そのさい、単に労働者の他の階級・階層に対する位置づけだけではなく、その労働をふくむ全生活過程をふまえた状態の正確な把握がまず必要である。このような視点から、労働内容、生活内容に踏みこんだ実態把握が不可欠であり、その根底を貫く分析の枠組みは貧困化を軸としなければならない。⁽¹⁰⁾(4)最近とみに活発になっている労働者論(公務員労働者論、教育労働者論、自治体労働者論、農協労働者論など)はその理論的・実践の所産であるが、それが単に実践的課題の一つとしての「機械的労働者論」への反論の意図をこえて、労働者論としてその内容を一層発展させるためには、労働者の状態の分析が、単に個別労働者の状態にとどまらず、その組織的・階級の状態にまで視点を拡げなければならない。そのさい貧困化と労働の社会化との統一した視点が求められよう。より具体的には、労働者の存立条件として、単に直接的に労働にかかわる属性(産業部門、職種、事業体、労働内容、労働条件など)や生活水準だけでなく、労働者の居住する地域、さらに労働者が所属し活動する諸組織・団体・機関・グループなどの性格と構造を視野に入れる必要が生じてくる。(5)以上のべたように労働者の階級構造分析は、単に個々の労働者の状態や位置づけに関する分析にとどまらず、労働者相互の労働や生活における社会的関係を含むことになる。その意味で、階級構造分析のいっそうの豊富化が求められており、分析内容も多岐にわたらざるをえないのである。そのような中にあっても、分析を進めるうえでの基本視角となり、しかも従来の階級構成分析ではきわめて不十分であった視角として次の2点をあげることができる。そのひとつは労働者の労働内容を基底とする状態分析であり、いまひとつには労働者の生活過程の分析である。⁽¹¹⁾そしてこれらふたつの課題に共通する理論的枠組みとして貧困化論がとくに重きをなすのであるが、これまでの貧困化論はその大部分が貧困化の諸相についての鋭角的な指摘にはなりえても、労働者階級の状態を総合的・体系的に把握するという点では不十分であったといえる。とくに労働者の労働における貧困化と生活(消費)過程における貧困化についての統一的な分析視角が新たに求められている、といえよう。次の節ではこの点を中心に試論的に述べてみたいと思う。

2. 労働者の貧困化と生活問題

いうまでもなく、労働者の貧困化は、資本家階級の側における資本、富の蓄積の対極において進行する労働者階級の状態の悪化を意味している。その内実や基本的性格をめぐってはさまざまな論説が出され議論のつきないところであるが、さきにも述べたように、生産(労働)と生活(消費)にわたる統一的な貧困化の把握はきわめて不十分であって、そのような両側面にわたる貧困化の分析視角を明かにすることは貧困化論における重要な課題である。このような観点から、小論では、貧困化の基本的枠組みを次のように設定したいと思う。すなわちそれは、「可能的な一般的生活諸条件の水準(=生産力水準)と現実的生活諸条件の水準の格差=貧困化(=資本の蓄積条件)、とくに格差拡大=絶対的貧困化」⁽¹²⁾として規定することができる(付図参照)。その意味するところはこうである。まず第1に、貧困化に関して分析するさいの枠組みについて、生産力の社会的水準を労働者の生活(社会的労働に従事するという意味での生活およびそれをのぞく狭義の生活)に関する基礎的条件として位置づける。したがって生産力水準は、直接的に労働内容・条件を規定すると

同時に、それをのぞく狭義の生活を条件づけるものとして認識する。これまでの分析の中で貧困化の諸相のうち、たとえば労働者の労働に関しては、労働強化、職業病、労働災害、労働時間の延長、など労働条件の悪化が指摘され、他方では労働者の生活（消費）過程における貧困化の実態についてそれぞれ明かにされてきたわけであるが、両者の関連や双方にわたる統一的分析視角はかならずしも明かにされていなかった。ここで示した視点は、このことをとくに留意して設定されたものである。貧困化を上記のように規定することにより、たとえば、生活の物質的諸条件の「改善」＝貧困化の解消、とみる誤った貧困化論を克服する手がかりをえることができる。また、たとえば公害・環境問題に端的に示されているように、労働者・勤労住民の生活諸条件の悪化を防ぎそのよりよい諸条件をつくり出すために、社会的生産力の民主的統制の可能性を明かにするうえでも、ここに示した分析視角は有効であると考えられる。

第2に、貧困化の内実を明かにするさいに、単に労働者の状態の変化(歴史的)の時系列的な比較ばかりではなく、社会的生産力の発展を基礎とする労働者・勤労住民の社会的欲望水準との関連において把握しようとするものである。もちろん、これまでも、貧困化について考えるさいに社会的欲望水準を何らかの意味において加味する見方がまったくなかったわけではない。ここではさらに社会的欲望水準を社会的生産力水準の裏うちのあるものとして把握することにより、それは単なる欲望ではなく実現可能な（したがって科学的裏うちのある）生活水準として設定され、それと現実の生活水準との格差を貧困化の内実として措定するのである。貧困化についてのこのような把握は、より実践的には、単に生活問題をますます悪化する生活状態の「失地回復」として認識するにとどまらず、その課題を基礎としつつより積極的に労働者（および国民の生活向上、労働内容を労働者の側に立って質的に改善することも含めて）をめざす、いわば「守りから攻め」への実践運動の発展をめざすことに結びつく。さらにいしかえるならば、労働者にとっての貧困化＝可能的な一般的生活諸条件の水準（＝生産力水準）と現実の生活諸条件の水準との拡大は、とりもなおさず資本蓄積の諸条件となるわけであるから、このことをふまえて価値視点に立つならば、それは社会的総価値（たとえば具体的には国民総生産）をめぐる分配関係(剰余価値率ないしそれに類する分配率)に直接かかわることとなる。

第3に、貧困化を社会的にとらえる場合、それは個々の労働者の生活状態の単なる総和として貧困化が平均的に進行するわけではない。それは、それぞれの階層によって多様な形態・内実を示し、多くの場合、特定の階層、地域に集中的に体现する。また、逆に、特定の地域や階層に集中的に顕在化する貧困化は、それ自体労働者階級に共通した貧困化としての性格を内包している。このことをさらにさきにのべた貧困化についての理論的枠組みとの関連で考えるならば、労働者の現実の生活諸条件を規定している要因として、生産諸部門間の生産力の不均等発展、地域産業における生産力の不均等発展などが貧困化の条件として現実にかかわりをもつことになる。このことはさらに現実の生活諸条件を規定する要因として、生産の社会化を基底として進行する生活の社会化が重要な意義を有することを浮きぼりにする。その基本的な考え方についてはすでに別の機会にのべたので詳しくはのべないが、⁽¹³⁾この点に関連してここでとくに重要視しなければならないのは、社会的共同生活手段についてである。⁽¹⁴⁾それは、生活諸条件の中でもとくに社会的・共同的に充足されるものが主な内容をなす。具体的には直接に生活にかかわる学校教育・社会教育施設、社会福祉施設、病院、保健所、し尿処理施設、ゴミ処理施設、公園、放送施設などと、さらに生産的消費と生活(個人的消費)の双方に関連するものとしての電気・ガス・上下水道、道路、港湾、空港、治山・治水施設、電信・電話・郵便、交通手段などがこれに該当する。これらの社会的共同生活手段の充足は、基本的には社

会資本によって行われることになる。社会資本の性格や機能については議論の多いところであるが、⁽¹⁵⁾その資本としての投下形態の如何を問わず（公共的投資であるか私的民間投資であるかを問わず）、その充用、機能をめぐって、基本的にはやはり資本の論理が貫いているとみることができる。すなわち、たとえ公共的投資の場合であっても、それが資本効率や収益性を加味しておこなわれる場合には、いきおい資本投下は効率のよい部門や地域に集中することとなり、それにとまって社会資本による社会的共同生活手段の充足度合についても不均等を生ずる。がんらい社会的共同生活手段は、同種類のものが個別的に充足される場合に比べて、公正・平等に充足されることがひとつの社会的なメリットを形成し、そのことによって生活諸条件の平等化がたとえ部分的にではあれ実現する可能性を有するのであるが、それが現実には不均等に充足される場合には、このことが逆に新たな貧困化の条件をつくり出すことになる。とくに社会的共同生活手段の地域的不平等をめぐって「地域的貧困」ともいえる住民諸階層の貧困化が新たに進行することになる。

第4に、地域住民の貧困化の地域的発現は、ひとり社会的共同生活手段の充足の度合の不等性にとどまるものではなく、地域的な共同生活の全般にわたって進行する。いいかえれば、それまで地域共同社会を存続・発展させてきた生産・生活の諸条件がそれじたい独占資本の蓄積条件に転化する中で、そのような独占資本の資本蓄積の対極において、住民の地域共同生活の破壊が進行する。地域住民の貧困化はこのような内実で進行することになるのである。このことにかかわる論点は重森暁氏が的確に指摘しているが、⁽¹⁷⁾その内容は、一方で重森氏が言及しているように、「過疎」問題が貧困化の地域的表現の総体を示すものとして顕在化し、その過程で「地域の生産と生活を資本蓄積との関連で、金融資本とその国家による地域支配」⁽¹⁸⁾が強化され、さらに農民的土地所有、農民経営の「解体」的状況が促進され、生活の基本単位である「家族と地域共同社会の解体」⁽¹⁹⁾も進行するのであるが、貧困化の地域的発現はそれにとどまるものではない。農村地域や産炭地など一部の都市地域で典型的に惹起する過疎問題とともに、都市地域を中心とする独占資本による新たな地域支配にも着目しなければならない。企業主導によるコミュニティ形成、開発資本や商社資本、さらに観光資本などによるニュータウン造成などは、いずれも独占資本による地域再編成であり、住民の生活過程にまで深く立入った資本の新しい地域支配を意味している、といえる。そして、このような独占資本による地域支配の強化のもとで、地域住民の生活は、食生活をはじめとする生活内容、生活様式、教育・文化など広範な領域にわたって資本の利潤追求によるゆがみを生じている。その意味では農村地域における過疎問題とともに都市地域における多様な都市問題についても都市住民の貧困化の内実として注目しなければならない。

このように、すでにマルクス、エンゲルスによって古くから指摘されてきた都市と農村の分化・対立は、現段階においては、国家独占資本主義の構造的矛盾の地域的発現である地域問題の中で、その新たな内実をとまって深化している。そして、その根底においては、生産力の不均等発展の地域的発現形態としての地域経済の不均等発展、さらにそれを拡大・深化させる独占資本の地域支配の強化と利潤追求が貫いている、とみななければならない。その意味で労働者・勤労住民の生活過程の分析にあたって、その生活諸条件としての社会的生産力、とりわけ地域産業の発展構造について考察することが必要である。

3. 地域産業の発展構造

社会的生産力の発展構造を労働者・勤労住民の生活諸条件として認識する、という基本的な考え方は、すでに前項において貧困化の枠組みについての新しい考え方を提示するさいに言及した。

「地域産業」というとらえ方もこのような理論的枠組みとの関連で浮きぼりになるものである。すなわち、地域産業を地域住民の生活諸条件として把握するためには、両者の構造的・内的関連を明かにすることが不可欠であるが、この点については、すでに別の機会に、生産力と労働者の生活過程（ないし生活構造）との関連の問題として試論的に提起したことがある。⁽²⁰⁾そこでは、生産力の概念をより広く理解するためにふたつの論点を提示した。そのひとつは、生産を一生産期間にかぎらずより長期の連続性において把握する、という視点であり、いまひとつには生産をひとつの生産部門を基軸にすえつつそれに関連する他の諸生産部門との内的関連において把握する、という視点である。そのいずれの視点の場合にも、商品生産過程とともに労働力の再生産過程が深くかかわり、それゆえ労働力の再生産過程の内部構造についてのよりたちいった分析が欠かせないことを明かにした。

さらに論点を発展的にとらえるならば、物質的生産の生産力構造を労働者・勤労住民の生活諸条件としてみた場合、その性格をより広い視野に立って解明することが新しい課題となる。それは、もっぱら資本にとっての剰余価値生産、したがって利潤生産の過程として位置づけられている生産、つまり資本制商品生産の性格の中に一義的に解消されるものではない。もちろん、資本制社会のもとでは現実の生産は支配的には資本制生産としてしかありえないわけであるから、その資本主義的性格が支配的に貫くことはいままでもないが、それにもかかわらず、かかる物質的生産が窮極的に（したがって単に消費財生産のみならず生産財生産においても）労働者の生活過程と深くかかわり、労働者の生活諸条件のための物質的生産としての性格を欠落することはありえない。しかし、このような視点からの生産力構造分析はこれまでほとんどなされていなかった、といってよい状況であった。小論で地域産業について、その生産力構造の分析視点を示すのも、このような反省のうえに立っているからである。

ところで、上記のような観点から地域産業の生産力構造を分析するにあたって、その若干の分析視角については、すでに別の論稿でのべたが、⁽²¹⁾ここではそれらの内容をふまえて、さらに地域産業の基本的性格について要約的にのべておきたいと思う。

第1に、地域産業は、多部門にわたる物質的生産を基礎とする社会的生産の発展過程に関する歴史的・具体的認識にかかわる概念である。いうまでもなく、社会的生産が自給的生产から商品生産に発展する過程で、生産もまた社会的分業として発展し、その中で生産力も飛躍的な発展をとげる。そしてそのさい個々の生産部門は、商品交換（＝商品流通）を通して社会的な結合を実現するのであるが、これを労働者の生活過程の側からみた場合、現実の社会的生産力の形成・発展は、社会的分業を基礎とし商品交換によって支配的に条件づけられているが、決してこのことのみによって律せられているわけではなく、人間生活を含む自然循環の過程と深いかかわりを持って存在していることは明かである。したがって、それじたい自然循環の中に位置づく物質的生産は、これを個々の生産部門ごとの生産力構造を基礎としつつ、さらにそれらを労働者の生活過程を媒介として総合的に認識することが必要であり、そのような視点から地域産業の生産力構造をとらえることができるのである。

第2に、したがって、地域産業は、一般に指摘されているように、資本蓄積の物質的条件であるが、それにとどまるものではなく、人間の生活（生命の再生産）の物質的条件であり、もっとも人間的活動としての労働の実現の場としての性格を合わせ持っている。

第3に、そのような性格をもつ地域産業は、個々の生産部門、生産過程の内部における生産手段と労働力の結合による個別的な生産力の形成・発展とともに、個別的生産過程を基礎としつつもさらにその枠をこえて存在する生産手段と労働力の地域的な結合関係を含みつつ地域的生産力とし

て形成・発展する。この過程で、生産手段については、土地、資源（原料その他）、生産の自然的条件などに関する地域的な利用、調整が求められ、また、労働力に関しても、伝統的な技能の蓄積をはじめとする技能の地域的・集団的な形成・発展が重要な意義を有し、それらが個々の生産部門をこえて地域的に結合する中で、地域産業の生産力構造が重層的（個別的生産力と地域的・集団的生産力との併存）に構築される。

第4に、さらに、その歴史的・具体的な展開過程をみるならば、それは農林漁業を基幹的生産部門とする社会的（地域的）分業を基礎とする社会的生産力の発展過程としてとらえることができる。いうまでもなく、社会的分業の発展は、自給的生産から商品生産への発展と相互規定的な関係において進行するが、それは、歴史的には農林漁業を基幹としつつ農工分離の過程として展開する。つまり農林漁業自体の生産力が社会的分業を基礎に発展すると同時に、農林水産物加工業が農工分離の中で新たな生産部門として形成・発展する。このような過程で製造工業、さらに商業・金融業などが相対的にその位置を高めるのであるが、その中において農林水産業の基幹産業としての位置は決して低下するものではない。産業構造の変化のもとにあっても、地域産業の発展の基軸は依然として農林漁業である。この点に関連していえば、従来の「地場産業」というとらえ方は地場資本の形成ということに力点が置かれていたため農林漁業が視野に入っていなかったが、このことは「地場産業」自体の分析視角をせばめる結果になっていたといえよう。

第5に、このような地域産業の発展の中では、地場生産、地場流通、地場消費を基礎とする地域市場が発展し、さらにそれらを基盤として全国市場との結合が行われる。いいかえれば、地場流通は、地場生産と地場消費を基礎として独自の発展をとげるのであるが、地域市場がそれ自体として自己完結的に発展するわけではなく、より広域にわたる市場関係をとおして全国市場さらには国際市場に結びつく。いわゆる広域大型流通もこのような市場領域の拡大・発展にその存立の基礎が求められるのであるが、このような市場関係の拡大・発展は決して地場生産を基礎とする地域市場の存立意義を低めるものではない（いわゆる「産直」の経済的基礎のひとつもこの点に求められる）。

第6に、このような地域産業の発展過程で、その不均等発展を基軸とする生産力構造の矛盾が顕在化する。それは、独占資本の地域への進出・支配や地域政策にもとづく地域産業の破壊（たとえば炭鉱閉山、減反、貿易自由化による農業破壊など）、企業生産活動にともなう生活環境破壊、過疎・過密化の問題、地域社会の崩壊、など広範かつ多岐にわたる。さらに長期的には、人類史的な課題にも通じる公害・環境問題、資源・エネルギー問題などが直接地域住民の生活にかかわって顕在化しつつあるのである。このようなことは、その根源が資本主義的企業活動にあるという点では、根本的解決は資本主義体制の変革なしには実現しないことになるが、事態が人間生活の基本条件にかかわる問題を含むだけに、さらに独占資本がその解決の意志と能力を欠落しつつある現段階においては、それは地域住民による自主的解決の努力をも必要とする課題である。このことを住民が主体となった社会的生産力の民主的統制といいかえることもできよう。

地域産業に関するこのような性格規定からも明かなように、それは資本蓄積の手段としての産業の再編成に対抗して、住民の生活の充実・発展の立場に立ち、いわば住民の生活の基本条件としての生産力の発展を、地域を基礎としてしかも商品生産過程と住民の生活過程（労働力の再生産過程）との統括過程として、その発展の方向を模索することを意味する。

4. 国家独占資本主義と経済民主主義

経済民主主義は決して新しい概念ではないが、国家独占資本主義のもとにおけるその現代的な

意義についての議論が盛んになってきたのは比較的最近のことであり、その内容については、それ自体深めるべき課題として提起されている、とみることができる。いしかえるならば経済民主主義論の現代的意義は、国家独占資本主義のもとにおける経済構造・制度の民主的改革にかかわる理論的・実践的課題提示にあるのであって、提起された当初からその内実が明確にされていたわけではない。それだけにこのことをめぐる議論もげんに多様で多岐にわたっている。小論においてもこの項にかかげた主題について全面的に論述するというのではなく、生協問題を解明するうえで必要な最小限の範囲の言及にとどめたいと思う。

さて、このような視点に立って見た場合、まず、経済民主主義を現実に課題とせざるをえない基本的要因として、現代資本主義（＝国家独占資本主義）の危機の構造について、その特徴点を把握しておくことが必要であろう。

戦後資本主義体制の中で累積された政治的・経済的諸矛盾は、1970年代に入って一挙に噴出し、資本主義世界体制の構造的危機が一段と深化しつつあるとみることができる。とくに70年代に入ってから国際通貨危機、インフレと不況・失業の同時的・累重的進行や新植民地支配の矛盾の顕在化などの中で、資本主義世界体制の基盤が根底からゆらいでいる。そしてこのような構造的危機の中で、経済問題とともに公害・環境問題、資源・エネルギー問題、食糧問題などに端的に示されているように、それらの深刻化が80年代、さらには21世紀に向けて、人類社会の存亡にかかわる課題としてその克服・解決が迫られているのである。

このような状況のもとで、日本の国家独占資本主義の政策は、その危機打開のための有効な対策たりえず、また基本的にはそのような政策提示の能力を失いつつあるとみることができる。そのような危機のもとにおかれている支配者層の政策は、いわば追いつめられた状況の中で展望をもたず手段をえらばない姿勢で強行されている。このような政策は大別してふたつの特徴に要約される。そのひとつの側面は、独占資本の強蓄積を実現するために労働者をはじめとする勤労住民に向けて搾取・収奪をいっそう強化していることにあらわれている。労働者・勤労住民に対する「合理化」攻撃は、低賃金、失業、不安定就業、長時間労働、職業病、労働災害の多発、健康破壊など雇用・労働条件をいっそう悪化させ、さらに資本の進出・支配が生活過程にまで及ぶ中で、高物価・重税のもとで生活破壊が顕著になりつつある。そして、これと裏腹に、独占資本の資本蓄積はいっそう拡大し、その資本支配力も強化されており、この中で大企業による寄生的投資や海外進出がさらに顕著になってきている。日本の国家独占資本主義の政策の、まひとつの特徴は、政策の基調が軍国主義化・軍事経済化の方向に急速に傾斜し、ファシズムの危険すらはらみつつつある、ということである。それはアメリカ帝国主義を中軸とする帝国主義陣営の軍事戦略にもとづいているが、そのこと自体、資本主義経済の危機打開を軍事経済化に求めるという現代資本主義経済の構造的特質をも示している。

国家独占資本主義の政策が以上のべたような特徴を持ちつつ推進されているとみるならば、これに対抗する民主的政策の基本的な課題は、そのような軍国主義化を阻止し、労働者階級、勤労諸階層に対する搾取・収奪を可能なかぎり制限すると同時に、さらに前述したような長期にわたる人類社会の発展に関する課題に対して、そのような課題にかかわる統治能力を事実上失いつつある独占資本にかわって、積極的に打開の展望をきりひらいていくことでなければならない。経済民主主義はまさにこのような課題を真正面にすえた理論的・実践的課題である、ということができる。

経済民主主義は、生産手段の私的領有の廃絶＝その社会的所有の確立、ということを展開しつつも、それをただちに実現することを目指すものではなく、当面、独占資本のあくなき利潤追求に対して民主的規制を加え、労働者階級ならびに勤労諸階層の生活の民主的改良を部分的ながら実現

し蓄積することにあるといえる。したがって経済民主主義はそれ自体民主主義運動を内実としているので、その主体となる労働者・勤労住民の増大・成長をその実現のための基本条件とするものである。

まず、経済民主主義は、労働者を中心とする勤労者諸階層の生活と営業を守り向上させることを第一義的に重視する。そして、そのために経済の均衡のとれた発展を実現することが不可欠の条件となる。この場合、経済の均衡のとれた発展ということの内実をどのようにとらえるかが重要な課題となる。大枠としては、それは独占資本の独占利潤追求に対する民主的規制、ということと深く結びついているが、その生産力の基礎はまさにのべた貧困化についての枠組みとかかわっている。すなわち資本の蓄積条件をなすところの労働者の貧困化＝可能的な一般的生活諸条件の水準と現実的生活諸条件の水準の格差拡大、ということと関連づけるならば、まさにこの格差を可能なかぎり縮小することこそが、それだけ資本蓄積条件を制限（たとえ部分的であろうとも）することになるからである。

いうまでもなく、今日の技術水準＝機械制大工業段階のもとで、生産力は絶え間なく発展しつづけるのであるが、資本主義のもとではそれはすべて資本の生産力として実現する。この過程で、労働者に対するさまざまな影響があらわれると同時に、労働力の陶冶、労働者の全面的な人間発達、人格形成がさまたげられる。資本主義下の生産力の発展のゆがみを労働者階級の側からとらえなおすならば、それはまず何よりも労働者自身の発達を妨げる条件としてたちあらわれるのである。生産力にかかわるいまひとつの階級的な課題は、社会的生産力の発展の過程の中にあらわれる。つまり生産力の形成・発展が個別資本の生産過程の枠をこえて進み、それにとまって労働もまた社会的結合労働としての性格をいっそう強める。このように生産力が社会的生産力として発展する過程で、その社会的統制が必須の課題となる。そのような生産力の社会的統制にかかわる課題は、基本的には生産力の不均等発展（それは資本主義に固有な経済法則）をいかに是正するか、ということに帰着する。この場合、生産力の不均等発展の是正を労働者・勤労住民の側から、しかもより広い視野に立って考えるならば、大要次の3点に集約されよう。⁽²³⁾第1に生産活動を自然循環体系の中に位置づけ、その自然循環体系の中における均衡をはかる、ということである。資源・エネルギー問題などはまさにこのことにかかわる具体的な課題である。第2に、生産諸部門間の不均等発展の是正の問題である。このことは従来一般にいわれてきたことであるから多くをのべる必要はないが、第1の視点ならびにのちにのべる第3の視点との関連において生産諸部門間の不均等発展を考えるならば、その内実は一に生産力水準の相対的な格差の是正にとどまらず、それぞれの生産部門内および生産部門相互間の構造にも立ちいることになる。前項でのべた地域産業の構造に関する考え方は、このことに立脚している。第3に、労働者・勤労住民の生活諸条件としての生産力の発展の課題であるが、このことは、第1、第2の視点をふまえた、さらに貧困化に関するわれわれの理論的枠組みとかかる総括的な分析視角である。

生産力の社会的統制は、上記の課題に具体的に対処することを意味するのであるが、そのさいその主体的条件についてみた場合、独占資本を主軸とする支配者層には、すでにのべたようにこのような課題にとりくむ主体的な能力、条件を失いつつあり、その真の担い手は歴史的にみて社会の進歩を担う立場にある労働者・勤労住民において他に求めることができない。生産力構造を階級的問題としてとらえるゆえんもこの点にある。労働者階級がこのような人類史的な課題に取り組もうとする場合、あらためて労働者の総合的・多面的な発達ないし人格形成が問われることになるが、それはすでにのべたように資本主義のもとでは著るしく歪曲されざるをえない。しかし、他方、労働

の社会化は、共同労働、社会的結合労働の広範な形成を基礎にして、労働者に対して組織的・集团的に陶冶する契機と条件を広範に作り出す。そのような中で、労働者が生産力の社会的統制の担い手としての役割を果たすことが現実的な課題となる。それは社会の進歩を担う労働者階級にふさわしい歴史的任務のひとつであり、統治主体としての労働者階級の役割を鮮明にするものである。労働者が自分の職場における労働条件の改良に努力すると同時に、それをより広い視野に立って地域の中で地域問題として位置づけ、さらに広く一国の再生産構造、国民の生活に結びつけて認識することが求められる。公害・環境問題、資源・エネルギー問題、食糧問題について、その現実的な矛盾を明かにし、克服の道すじを長期的な視野に立って解明することは、労働者階級に課せられた人類史的課題であり、それらの課題を克服する展望をきりひらく統治能力が労働者階級に求められているということができよう。

ここに経済民主主義の内実を検討する現実的基礎があるといえる。すなわち、さきに経済民主主義の重要な課題の一つとして指摘したこと、つまり均衡のとれた経済の発展ということは、単に短期的な経済の均衡化ではなく、長期の展望にたった人間社会の発展にかかわる課題として設定されている、とみることができる。いいかえるならば、こんにち問われている経済民主主義がさし示す内容は、労働者階級を中軸とする勤労者諸階層が、資本主義の危機の深化のもとで進行する貧困化（その認識はみずからの労働、生活の状態を単に個別的生活過程としてだけでなく社会的関連において — とくに社会的生産力との関連も含めて — 把握する中で直観的・経験的把握にとどまらず、自覚的、科学的認識であることが求められる）の克服を、労働の社会化を基礎にして、独占資本に対抗する実践的課題を提示することにほかならない。したがって、それは当面、資本主義のもとにおける民主主義的な諸制度の改良であるが、同時に、それはそのような改良の実践の積み重ねの中で窺極的には資本主義の変革に結びつく実践的課題である。さらに、経済民主主義の発展は、その主たる担い手である労働者階級の個人としてのまた階級（階層）としての民主的人格形成と深くかかわっている。²⁴

注

- (1) マルクス、エンゲルスの協同組合に関する主な論述としては、次のものをあげることができる。
 マルクス「国際労働者協会創立宣言」（全集、大月書店版、第16巻、所収）
 マルクス「個々の問題についての暫定中央評議会への指示」（全集、大月書店版、第16巻、所収）
 マルクス「ゴータ綱領批判」（全集、大月書店版、第19巻、所収）
 マルクス「土地の国有化について」（全集、大月書店版、第18巻、所収）
 マルクス「バクーニンの著書『国家統制と無政府』摘要」（全集、大月書店版、第18巻、所収）、なお『資本論』第3巻で協同組合工場について述べられている部分は、短い論述であるが重要な論点を含んでいる。マルクス『資本論』第3巻、（全集、大月書店版、第25巻）561ページ
 また、エンゲルスも社会主義への過渡期における農民と協同組合の役割についてふれている。エンゲルス「フランスおよびドイツにおける農民問題」（全集、大月書店版、第22巻、所収）
- (2) レーニンの協同組合に関する論述は多いが、その主なものは次のとおりである。まず、協同組合についてのナロードニキ批判にかかわる主なものとしては、『「人民の友」とはなにか、そして彼らはどのように社会民主主義者とたたかっているか？』（全集、第1巻、所収）、「ナロードニキ主義からマルクス主義へ」（全集、大月書店版、第8巻、所収）、「革命的冒険主義」（全集、大月書店版、第6巻、所収）また、国際労働運動における協同組合改良主義との論争については次にくわしい。「コペンハーゲンの国際社会主義大会における協同組合問題」（全集、大月書店版、第16巻、所収）

また、レーニンの協同組合論の特徴は、社会主義建設との関連における協同組合計画について理論的・実践的にのべていることである。「協同組合について」（全集、大月書店版、第33巻、所収）、「食糧税について」（全集、大月書店版、第32巻、所収）などにその議論の展開の集約をみることができよう。

- (3) この論点については、次の論稿を参照されたい。山田定市「協同組合と商業資本」（北海道大学農学部『農経論叢』、第25集、1969年、所収）。
- (4) 伊東勇夫『現代日本協同組合論』、御茶の水書房、1960年、132ページ
- (5) 同上、133ページ。
- (6) 地域協同組合論をめぐる議論については、日本協同組合学会『協同組合研究』が『農協の地域組合化』と題して特集を組んでいるが、論点整理に関する論文としては、とくに次の論稿が参考となろう。増田佳昭「『地域協同組合論』の系譜と課題」（日本協同組合学会『協同組合研究』、第1巻、第2号、所収）。
- (7) 山田定市「協同組合間協同の現代的性格」（生活協同組合市民生協編集『生活協同組合論』、1982年、所収）を参照されたい。
- (8) 伊東勇夫編著『協同組合間協同論』（1982年、御茶の水書房）、73ページ。
- (9) 前掲、山田「協同組合間協同の現代的性格」を参照されたい。
- (10) 労働者を中心とする階級構成論については、労働者論ともかかわって議論の多いところであるが、論点整理としては次の著作が参考となろう。戸木田嘉久著『現代資本主義と労働者階級』（1982年、岩波書店）、富沢賢治・伊藤陽一「労働者階級の形成とその内部構成の変化」（大月書店『講座今日の日本資本主義7、日本資本主義と労働者階級』、所収）。清山卓郎「労働市場の変貌と階級・階層構成」（道又健治郎・清山卓郎編著『戦後日本の労働問題』（1980年、ミネルヴァ書房所収）。

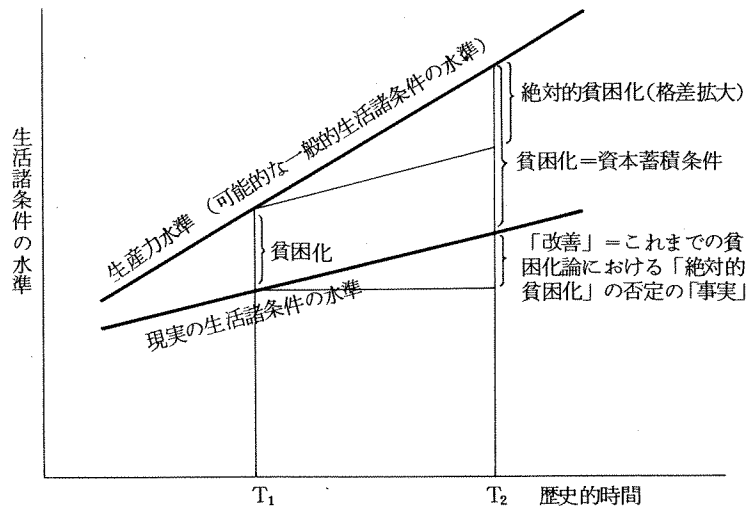
さらに、生活問題の解明について新しい分析視角を提示している江口英一氏は、労働者を中心にその生活の豊かさとして、次の諸点を指摘している。(1)消費財貨の豊富さ、(2)自由な消費選択の可能性、(3)生活における長期継続上の安定、(4)まさかのときに頼れるものがある生活、このうちとくに(1)、(2)が今日の勤労国民—賃金労働者の消費生活にとって決定的に重要であるとする。江口氏は、このような分析上の座標軸を提示したのち、現実の労働者の消費生活について、それが独占資本への従属のもとで高支出・高消費の家計構造になっていることを明かにしている。江口氏によれば、まさにこのことが労働者の貧困化の重要な内実を意味することになるのである。江口氏の指摘は、労働者の消費生活の実態にもとづいて、その貧困化の内容を明かにするうえで重要な問題提起を行なっているといえる。さらに、生活の社会化（江口氏によれば、生活の社会化にかかわる「社会的固定費」は、それじたい消費選択の可能性を圧迫するものとして貧困化と結びつけて理解されている）や、貧困化の過程で労働者の主体形成がいかに進むか、などの観点からさらに発展させることが必要であろう。江口英一・川上昌子・市原聡子「今日の独占資本と家計」（『講座 今日の日本資本主義9、日本資本主義と国民生活』、第2章、大月書店、1982年、所収）。

- (11) 労働内容についての議論は、各職種にかかわる労働者論として議論が進められているが、その多くは労働者の性格をめぐる理論的検討が主となっていて、実証的な分析による裏づけはまだ十分に行われていない。この点では道又氏が行なっている分析が、産業再編「合理化」のもとにおける労働再編、技能形成、労働力陶冶に及ぶ分析として先駆的であり、その分析が各分野で継承・発展されつつある。道又健治郎編『現代日本の鉄鋼労働問題』（1978年、北海道大学図書刊行会）を参照されたい。

また、生活過程にかかわる分析としては、これまで社会学における生活構造論、家政学における家計費分析などがあり、また、それらを批判・克服する新たな分析も出ているが、生活問題の本格的な解明はむしろ今後の課題といえよう。生活問題をめぐる主な論点については、大月書店『講座 今日の日本資本主義』9、日本資本主義と国民生活』、1982年；前掲、道又健治郎・清山卓郎編著『戦後日本の労働問題』のとくに第8章、第9章を参照されたい。また布施鉄治編著『地域産業変動と階級・階層』は、生活過程についての生産・労働過程を含む総合的分析として注目される。

- (12) そのくわしい内容については、山田定市『地域農業と農民教育』（1980年、日本経済評論社）を参照されたい。なお、この貧困化に関する理論的枠組みは、基本的には高橋秀直氏の論説にもとづいている。くわしくは高橋秀直「労働者階級の貧困化の社会的＝歴史的把握」（土地制度史学会編集『土地制度史学』、第82号、1979年、農林統計協会、所収）を参照されたい。

付図 貧困化の構造



注・高橋秀直氏の作成した図に加筆

- (13) くわしくは、山田定市『地域農業と農民教育』（1980年、日本経済評論社）、参照。
- (14) 生活の社会化ならびにこれに関連する社会的共同生活手段に関説した論稿は数多いが、当面次の諸論文が参考となろう。岩田正美「消費過程の『社会化』と家計支出構造」『大阪市立大学生活科学部紀要』、第25巻、1977年、所収；川島美保「家事労働の社会化－若干の覚え書き－」（『日本女子大学紀要』、第24巻、1977年、所収）；成瀬龍夫「個人的消費と労働力再生産の社会的性格」（京都大学『経済論集』、110巻5号、1972年、所収）、荒又重雄『賃労働論の展開』（1978年、御茶の水書房）。
- (15) 社会資本をめぐる論点整理については、次の論稿を参照されたい。
小田清『公共投資の役割と地域開発に関する研究』（北見大学論集、第4号、1980年）
山田定市『地域農業と農民教育』（1980年、日本経済評論社）
山田定市「地域産業の生産力構造と住民諸階層」（北海道大学教育学部社会教育研究室『社会教育研究』、通巻第4号、1982年、所収）
- (16) たとえば『講座 今日の日資本主義 9. 日本資本主義と国民生活』（大月書店、1982年）
- (17) 重森暁著『地域と労働の経済理論』（1981年、青木書店）、とくにその第1章、第4章を参照されたい。
- (18) 重森、前提書、10ページ。
- (19) 同、27ページ。
- (20) 山田定市「地域産業の生産力構造と住民諸階層」（北海道大学教育学部『産業教育計画研究施設研究報告書』、第23号、1982年、所収）を参照されたい。
- (21) 山田定市「地域産業の生産力構造と住民諸階層－地域社会教育計画の基礎構造に関する分析視角－」（北海道大学教育学部社会教育研究室『社会教育研究』、通巻第4号、1982年、所収）を参照されたい。
- (22) ちなみに、地場産業に関する概念規定の一例として、たとえば、板倉勝高氏はその著作『地場産業の発達』（1981年、大明堂）の中で、地場産業について「零細企業の地域集団による広域商品の生産流通体系」と定義することは、今日ではそれほど異議のないところであるとし、中央資本とは無縁の存在で、むしろ

市中銀行が金を貸してくれない零細産業集団であることに力点を置いてのべている。そのような企業集団の存在を否定する必要はないが、このような定義による地場産業は、産業部門としては農林漁業を、また生産様式としては小商品生産ないし小営業を含めることができない。われわれのいう地域産業は本文中でのべたように、これらを含めてより広く把握しようとするものである。

- ㉓ このことのくわしい論述については、山田定市『地域農業と農民教育』（1980年、日本経済評論社）を参照されたい。
- ㉔ 経済民主主義をはじめとする民主主義的实践と人間の発達との関連については、基礎経済科学研究所編『人間発達の経済学』（1982年、青木書店）が多くの示唆的な論点を提示している。

III 現代生活協同組合の基本問題

1. 現代生活協同組合の発展条件

— 生活問題の深化と生活協同組合の役割 —

前章までにおいて、生活協同組合の存立条件にかかわる基本問題とその分析視角についてのべた。本章はそれらとの関連で生活協同組合の構造と性格について考察することが主眼であるが、とりわけこの節では次節以降のより具体的な分析に先だってその理論的枠組みについてのべてみたい。

生活協同組合（労働者協同組合）が労働者の貧困化を基礎とする労働者みずからの生活擁護の主として経済的な実践活動として発展してきたことは、その生成期いらい現代にひきつがれる基本的性格であるが、その発展条件は次のような意味においてさらに現段階的な特徴をもっているとみることができる。

第1に、生活協同組合の存立・発展にかかわる全体的な問題状況との関連でみるならば、現代資本主義の構造的矛盾の激化は、労働者階級を中軸とする勤労者諸階層の貧困化を一段とおし進める。そして、その克服に向けて経済民主主義の発展をめざすより広範な国民的運動が生活擁護運動として発展させる条件が熟しつつあるとみることができる。このような中において、生活協同組合は、このような経済民主主義の実現をめざす運動の一環として、しかもその広範な発展の可能性を含んだ大衆運動として位置づけられる。生活協同組合がその独自の性格にもとづいて経済民主主義の発展を担いうる条件を内包しており（この点に関しては他の協同組合にも共通しているが）、さらに生活協同組合の主たる成員である労働者の主体的な実践の中で、そのような生活協同組合の組織的な特徴が有効に発揮されることとなるからである。

第2に、上にのべたように生活協同組合が経済民主主義の一翼を担う組織として位置づけられるということは、生活協同組合が他の民主的諸組織の諸活動から離れて独自の運動として展開することを意味するものではない。むしろ、地域や職場における民主主義運動を担う組織としての労働組合、農民組合、その他の住民運動組織を基盤とする広範な地域民主主義運動こそが生活協同組合の発展を根底において支えているのである。この点をとくにここで指摘するのは、のちにも関連する論点とかかわってのべるように、近年、たとえば協同組合間協同についてのやや過大評価ともいえる位置づけや、「地域協同組合コミュニティ」のように、もっぱら協同組合の側からの発想にもとづくコミュニティ論が散見されるからである。いいかえれば、生活協同組合とその運動を、従来の大半の論説のように、もっぱら協同組合民主主義の枠内において立論するか、それともひろく経済民主主義を基盤とする地域民主主義の中に協同組合民主主義の独自の役割を位置づけるか、によっては論旨がいちじろしく異ってくるのである。前者の場合には、協同組合論としての狭い立論の枠を

こえることはできないのであって、その意味で後者の視点が現代生活協同組合論にとっては欠かせないと思うのである。

第3に、現段階における生協の存立条件をこのように積極的にとらえるならば、その活動内容も、従前にも増して拡大し内容豊富なものとなる可能性を含んでいる。これまで生活協同組合の活動の中枢をなしてきた成員の生活用商品の共同購買活動に加えて、げんに実施されつつあるように、住宅供給、医療、保険、福祉、文化、教育など多岐にわたる事業・組織活動がその活動領域に含まれることになる。それは、成員の貧困化（生活諸条件の絶対的悪化とともに、さきに貧困化の理論的枠組みについてのべたように、生産力の社会的水準＝可能的な生活諸条件と現実の生活諸条件との格差拡大ということも含む）の深まりのもとにおける生活課題、さらにそれにもとづく生活要求の拡大、多様化ということにその基礎を置いている。

第4に、上記の課題をさらに具体化するうえで必要な理論的枠組みとして生活の社会化と生活協同組合との関連についても、概括的にのべておく必要があらう。生活協同組合の諸活動、諸機能がいわゆる生活の社会化と深くかかわっていることはいうまでもない。その生活の社会化については近年少からぬ論説が出され、生活協同組合との関連についても検討されるようになってきているのであるが、このことについての論述の骨子は大要次の2点にまとめることができるように思う。そのひとつは、分析の視点が主として労働者の個別的生活が社会化される過程にしばられ、とくにその中で社会的共同生活手段を基軸とする社会化が重視されてきたことであり、ふたつには、そのような生活の社会化をめぐる独占資本と労働者階級の対抗関係の激化に論点が据えられた、とみることができる。これらの論点は、いうまでもなく生活の社会化について考察するさいの基本的な視点といえるものであるが、すくなくともさらに次の論点が加えられなければならない。そのひとつは、生活の社会化は、それ自体、生産の社会化、労働の社会化から切り離されて進行しうるものではなく、むしろ、生産の社会化、労働の社会化が資本の生産過程の中で進行するさいに、それによる労働者・勤労住民の生活過程の変化を意味するのであって、その意味では、生活の社会化もこれを社会的生産力との関連において把握しなければならない。さきに貧困化について考察したさいに生産力の社会的水準を生活諸条件（そこでは可能的な一般的生活水準としてであるが）として把握したのもこの点を重視したからにはかならない。さらに、いまひとつ重視しなければならないのは、生産力の社会的水準を生活諸条件としてとらえるということは、資本の生産過程を生活過程の側から再認識するということであって、そのような方向で社会的に編成された生産力の内実は、「資本の生産力」としての生産力形成と相容れない内容を持っている。その意味で地域産業というとらえ方は、地域認識にかかわる枠組みの中で不可欠の概念であり、生活の社会化も、生活過程に局限された過程としてではなく、生産力との関連において構造的にとらえられなければならないのである。このような論理構成の中で生活協同組合を位置づけた場合、生活協同組合は、生活の社会化の歴史的・具体的形態であり、それを基礎とする労働者・勤労住民の社会的実践運動である、とみることができる。生活協同組合をこのように位置づけたうえで、生活の社会化との関連を解明するにあたって、主要な課題は次の2つであるといえよう。そのひとつは生活の社会化の重要な側面である消費手段（ないし生活手段）の共同化についての分析であり、いまひとつには、やはり生活の社会化の他の重要な側面をなす家事労働の社会化を基軸とする協同組合労働の基本的性格に関する分析である。そのいずれもが現代生活協同組合論の基本課題を解明するうえで欠かせないものといえよう。

2. 現代生活協同組合の経営問題

(1) 生活協同組合経営の存立条件

生活協同組合の経営問題（それはひとり生活協同組合にかぎらず農業協同組合をはじめとする他の種類の協同組合にも共通していえることであるが）は、これまでの生活協同組合論の中では決定的に立ち遅れていた領域である。むろん、このことは主として次節で考察する生活協同組合労働の役割をぬきにしては考えられないのであるが、それに先だって、この節で生活協同組合の経営問題を取り上げるのは、それが、従来の生協論の中で重要な位置を占めていた論説、すなわち生活協同組合の本資を商業資本の節約に求める論説と直接にかかわる課題であり、その意味で従来の生協論の主要な内容との脈絡において解明すべき課題であるからにはかならない。

すでにのべたように、従来の生協論の多くは、主として協同組合問題の枠内において議論されてきたにもかかわらず、その内部構造問題ともいべき経営問題についてほとんど未着手であった。この点に関していえば、最近発表された森 果氏の論文「商業資本の企業経営と生活協同組合の事業経営」は、生活協同組合の経営問題について、その内部構造とさらに商業資本を基軸とする流通機構の中における生活協同組合の位置とに関する統一的な視野に立った論述としてきわめて示唆的である。⁽²⁾ この論文の中で森氏が、生協事業活動そのものが生協論の中心におかれなければならないにもかかわらず、多くの論者が「生協の資本金的性格を否定するあまり、生協の商業的活動の実態や意義への論究の面で、従来の二元的生協論より後退している印象さえ受ける」と指摘している点は基本的に同意できる。また、さかのぼって二元的生協論（それはひとり生活協同組合にとどまらず農業協同組合などの他の協同組合についてもあてはまるのであるが）についてみても、古くは近藤康男、井上晴丸氏らの先駆的業績にさかのぼるまでもなく、その視角が協同組合をめぐる階級的対抗関係を鮮明にしたという点では継承すべき論点を含み、そのような論説が世に出た時点においてそれぞれ積極的な意義を持ちつつも、経営・資本金の側面と組織・運動体の側面について、それぞれの内的構造とその相互関連が構造的に十分に明かにできなかった、といえよう。この点に関しては、美土路達雄氏が、主として生産者協同組合について協業の概念を基底に据えつつ、協同組合を運動体、組織体、経営体、資本金の四つの側面の重層的・推転構造として解明したことは、それまでの二元論的協同組合論を大きく克服・前進させるものとして注目される。⁽⁵⁾ しかし、これまでの論説の中では、協同組合の経営の内部構造にまで立入った分析にはなり切っておらず、そのような不十分さが、ひいては、それぞれの成員の階級的性格によって異なる各種協同組合を協同組合論という共通・同一の次元で律することに結びついていたといえる。また、二元的対置論が実践の場においてもそれぞれの側面の一面的偏向を誘導しがちであったことも否定できない。

このような反省に立つならば、生活協同組合の経営問題は、一方では、その成員である労働者・勤労住民の階級的性格と階層構成に関する十分な検討をふまえつつ、さらに他方では、生活協同組合の存立条件としての資本の流過程における商業資本の機能と構造に注目し、その両側面から生活協同組合の経営構造を明かにし、その活動の量的・質的发展の条件を探求することを課題としている、といえよう。このような視点から、すでに農業協同組合については、主として農産物市場における商業資本（農産物取扱資本）の機能と構造の歴史的变化に照応させて、農民経営の流通共同化の形態としての農業協同組合の機能と構造を明かにしたことがある。⁽⁶⁾ その中で、それまで主として商業資本一般との対比・関連で考察されてきた「商業資本節約説」について検討したうえで、とくに商業資本の機能と構造についての歴史的变化に着目して、その構造的変化のもとにおける農業協同組合の位置・役割について考察したのであるが、その分析視角は生活協同組合にも共通してい

る点が少なくない。しかし、小生産者協同組合としての農業協同組合と労働者協同組合としての生活協同組合とではその成員の経済的性格が基本的に異なる（もっとも生活の共同化という点で共通していることについてはのちにのべるが）のであって、その意味で生活協同組合については独自の解明が必要である。

いわゆる「商業資本節約説」を中心とする生活協同組合（というよりは協同組合に共通する性格として）の資本的性格についての考察は、一面では、生活協同組合を商業資本一般と対置させて基本的には商業資本であると規定しながら、他方では、それが商業資本並みの平均利潤に見合った利潤を追求しないという点において商業資本一般とは異り、そのような属性によって社会的に商業利潤の節約をなしうる、と規定する。これは、生活協同組合を一面で商業資本と規定しながら他面でそれを否定するという論理的不整合を含むことになる。それは協同組合が商業資本であるか否か、しかも平均利潤法則にもとづく近代的商業資本であるか否かに拘泥しすぎた立論になっていたといえよう。深められるべき論点は生活協同組合が商業資本であるか否かにあるのではなく、商業資本との競争条件を歴史的に明かにする中で生活協同組合の存立・発展条件を具体的に解明することにあるといわなければならない。生活協同組合の経営にかかわる重要な分析課題の一つは、まさにこの点に存在するからである。

さて、われわれがここで生活協同組合の経営問題としてその根幹にかかわる課題を生活手段の社会化と協同組合労働の基本的性格、という2つの問題にしばることにするが、それは資本の範式における生産手段（ P_m ）と労働力（ A ）との対置・結合関係を基礎に置くからにはほかならない。生活協同組合を資本として見るというよりは、むしろ資本の範式における生産手段（ P_m ）と労働力（ A ）との結合関係が、生産様式（流通・交換関係を含む広義）の歴史的・具体的構造を明かにするうえでその骨格を形成するものであるからである（この枠組みの中で労働と労働力の区別・関連が重要であることはのちに述べるとおりである）。

そこで、このような視点に立って、まず生活協同組合において形成される「資本」・資産の基本的な構成と性格についてたしかめておく必要がある。いうまでもなく「資本」（・負債）勘定は生活協同組合の価値構成を示し、資産勘定はその素材的（使用価値）構成を示している。このうち、「資本」（・負債）勘定に関していえば、それは成員の拠出による出資金を根幹とし、内部（成員に配分しなかった）蓄積資金と借入金がこれに付加される。そのいずれもが利潤追求を目的とするものではないから利潤法則が不可欠の競争条件となることはないが、一般利子率が協同組合で運用される資金（出資金、内部資金、借入金）にも貫きそのことが資本市場における競争条件となることは避けられない。この点が競争条件の第1である。協同組合の運営原則にみられる出資高配当の制限（いいかえれば制限された枠内において配当する必要があること）の原則は、その現実的な運用形態である。

競争条件の第2に指摘しなければならないのは、生活協同組合の「資本」・資産の調達・運用における成員の性格との関連についてである。とくに資本の調達のさいには、生活協同組合においては資本主義的企業に比べていくつかの制限的条件が作用する。ひとつには、資本主義的企業の場合には投資者の範囲が無制限であるのに対し、生活協同組合の場合には、出資者の範囲は成員にかぎられる。また、金融事業を行なう場合にも、資本主義的企業においては対象者にとくに制限はないが、生活協同組合にあっては融資・資金吸収の対象者は基本的には成員に限られる（員外利用も一定の制限がともなう）。さらにふたつには、出資者、資金提供者の範囲が制限されることに加えて個々の出資者の出資額の上限に制限的条件が作用する。それは生活協同組合の成員が労働者・勤労住民

であることにもとづいている。資本主義的企業、とりわけ株式会社における投資者は、その資本所有の状態からみても、また投資行為自体が利潤分配（株式配当）を通して増殖・拡大することからみても、投資額の上限は基本的には存在しない。これに対し労働者・勤労住民の場合にはその所得は主として賃金によっており、その水準は基本的にはV水準を上回ることができない。したがって、その出資金の上限はV水準である。もちろん、現実には成員の間には所得格差が存在し、また生活協同組合の目的に照らして資本家の加入を排除するものではないが、それは個人的消費（さらに奢侈消費手段を除いた部分）に限られるので無制限の拡大はありえない⁽⁷⁾。このように、株式会社に代表される資本主義的企業と生活協同組合との資本調達をめぐる基本的な相違点は、投資者自体が無制限な価値増殖を目的とするかいかにかかっている、ということができる。このような視点に立って見た場合、生活協同組合の成員は、その大部分が労働者・勤労住民であることにもとづいて、経済的には対等平等の立場を実現しうる条件を備えているといえよう。協同組合においてはほぼ共通に運用されている原則の一つとしての1人1票制についても、このような視点からその経済的基礎を見出すことができる。

一般に、協同組合における1人1票制については、しばしば株式会社における株式所有高に比例した投票権との対比において、人格的な結合にもとづく協同組合民主主義の原則であることが強調されてきた。そのこと自体は肯定できるとしても、経済活動を行なう生活協同組合が、そのような民主的運営原則を経済活動と矛盾なく持続させるためには、そのような民主主義原理を支える経済的基礎があるからである。この点に関しては、かつてわれわれは、農業協同組合について考察したことがある⁽⁸⁾。農業協同組合の場合には小生産者としての農民をその成員としており、その中では絶えず階層分解が進行するのであるが、農民である限りにおいては、その生産は、家族労働力を基幹労働力とする点においても、したがって「資本」蓄積がいちじるしく制約を受けているという点においても、その拡大に制約条件が伴う。つまり成員の階層格差はそれを資本の規模で律しうるほど大きくはない。農業協同組合における1人1票制は単なる投票権の表現ではなく、このような経済的な裏うちを伴っているのであって、逆に階層格差がより大きくなれば、1人1票制を基軸とする農業協同組合の運営は矛盾をはらむことになる。生活協同組合の場合には、農業協同組合の場合とはその成員の階級的性格を異にするけれども、1人1票制を基軸とする運営においては共通した経済的基礎を有しているとみることができる。

さらに、1人1票制の意義は、単に意志決定機関（総会、総代会、役員選挙など）における投票権の行使に局限されるものではなく、成員がいつでも協同組合の運営を対等の立場で担うことができるという、より広い民主主義的運営の原則を示しているともみることができる。その意味では、これまで、とかく経営と組織とが二元的に把握されてきた点とかかわって考えるならば、この1人1票制を基軸とする民主主義的運営の原則が、経営活動と組織活動を統一的に進める（その意味ではすぐれて経済民主主義の課題）ための要（かなめ）となる可能性を含んでいることをとくに重視しなければならない。そして、その意味するところをより深く理解するためには、次のべる競争条件の第3の特徴と関連づけて考察することが必要である。

生活協同組合にみられる競争条件の第3の特徴は、生活協同組合の内部（したがって成員から自立して）において資金蓄積することに制限条件が作用する、ということである。それは、具体的には利用高配当の原則をその現実的な基礎としている。利用高配当の原則は、協同組合の事業運営が成員への利益還元を優先する立場に立った運営原則であるが、このことは、事業体の内部に資金蓄積することとは異った内容を示すものであり、内部蓄積のために準拠すべき基準は示されていない。資本主

義的企業の場合には、それぞれの生産部門（商業部門の場合も含めて）ごとに必要とされる拡大再生産のための資本蓄積は確保させることになるが、このことは生活協同組合（他の協同組合も含めて）の場合には、何らの保障もないことになる。むしろ、生活協同組合の事業総量を基本的に条件づけているのは、成員数と成員1人あたり購買・利用量（それは基本的には賃金水準と社会的消費水準によって律せられている）であって、その意味で無制限の拡大はありえず、したがって一般企業なみの拡大再生産のための資本蓄積を必ずしも要しない、ということもできよう。しかし、反面そのようなあり方自体が競争条件として不利に作用する（資金不足など）ことは十分にありうることである。

以上のように、生活協同組合の経営をめぐる競争条件のいくつかについてみるならば、それは資本主義的企業における平均利潤の法則のような明確に準拠すべき経営原則があるわけではないことが明白であるが、反面、それに代る運営の保証が民主主義的運営原則であるということができよう。つまり、利用高配当における配当率、出資高配当の利率をはじめとする生活協同組合の経営にかかわるすべての問題が、他律的にではなく、成員の総意にもとづく民主主義的運営の原則にのっとって決定されなければならない構造になっているのである。さらにいいかえれば商業資本に伍していくための競争条件自体が他律的にではなく、成員の民主主義的運営によって保障される仕組みになっているといえる。これは、生活協同組合がその成員である労働者・勤労住民の生活過程と分かちがたく結びついており、その一部分が共同化された形態であることと関連している。⁽⁹⁾この点では、平均利潤法則にもとづく近代商業資本が産業資本からもさらに商品購買者からも完全に自立した存在であることとは対照的である。

生活協同組合の経営の存立条件を以上のように整序するならば、その内部構造にかかわる問題として連合組織についてもその特徴を明かにしておく必要がある。われわれは、以前に協同組合における連合組織⁽¹⁰⁾について、農業協同組合を中心に、その基本的性格を、単位農協の補完組織であると規定した。このことは、生活協同組合の場合にも基本的に変わらない。もちろん補完機関としての具体的な機能は、生活協同組合と農業協同組合とはその成員の経済的性格を異にするので決して同じではないが、基本的には共通している点が多い。単位生活協同組合との関連における連合組織の特徴は、あくまでも基本組織である単位生協の補完機関としての役割にあるが、その補完的役割の具体的な内容は、生活協同組合の主な活動の場である資本の流通過程における商業資本の機能と構造の歴史的変化に照応している。すなわち、それは主として、商業資本が小売商業資本と卸売商業資本とに分化する中で生活協同組合が主としてその卸売商業資本に対応した機能をみずからの内部で実現しようとしたさいに、従来の単位生協を基礎として、これを補完する連合組織を必要とするようになる。その意味では資本の流通過程における商業資本の段階的分化に照応しているが、それは同時に、生活協同組合の存立条件ないし競争条件としての市場領域が地域市場からさらにそれを基礎とする全国市場に拡大し、全体として重層的な地域・全国市場を形成する中で、広域市場に対応する機関として連合組織の存在が生活協同組合内部で必然のものとなるのである。いいかえるならば、住民の生活圏に基礎を置き、地域住民の直接的参加によって存立している単位生活協同組合は、それ自体の広域化や規模拡大にはおのずから限界が存在するのであって、その弱点を補いつつより積極的な市場対応を行なうため連合組織が欠かせない存在となるのである。

このようにして成立する生協連合組織は、それ自体、単位生協を欠いては存在しえないわけであるが、単位生協とは異った運営方式をある程度とらざるをえない。この点は、単位生協が労働者・勤労住民の直接の加入・参加によって成り立っているのに対し、単位生協を媒介とする間接参加である、ということに端的に示される。それは単に労働者・勤労住民の直接的な運営参加が間接的運営

参加に変わるというだけの変化にとどまらない。連合組織の成員である単位生協については、基本的には単位生協の成員である労働者・勤労住民と同じように成員間に無制限の経済的格差の拡大をもたらすわけではないが、その制限条件は単位生協における場合と異ってかなり緩和される。つまり単位生協間の経済的格差は無制限に大きくならないとしてもその拡大化の傾向を強く規制することは困難であって、単位生協内部における格差に比べて一層助長されることを防ぎ切ることはできない。このことは、たとえば1人1票制の連合組織版としての1単位生協1票制をめぐる運用上の困難さをひき起こすことになりかねないと同時に、連合組織の成員である単位生協間、単位生協と連合組織との間などに運営上の対立をよび起こすことにもなる。そのような可能性を露呈することなく民主的な運営を円滑になしうるか否かは、主として単位生協の成員の生協運営にかかわる統治力量の如何にかかっているといえる。それと同時に、ひとつには連合組織の運営に対する単位生協の成員の意志表現が間接的形態をとらざるをえないということによって、さらに、ふたつには、事業拡大に対する制約条件が単位生協ほどには強く作用しないこと、また概して卸売商業資本との競争条件が単位生協の小売商業資本との競争条件に比べてより厳しいこと、などによって、事業運営に資本主義的企業にみられる諸傾向（いわゆる「経営主義」的傾向）が単位生協におけるよりは一層強く顕在化し勝ちとなる。それゆえに改めて連合組織の民主的運営が、単位生協における場合とは異った問題として提起されざるをえないのである。

このように生活協同組合（単位生協、連合組織の別を問わず）の経営問題をその民主的運営の実現ということに求めるならば、単に生活協同組合の成員の統治力量ばかりではなく、生協労働者の性格と力量が問われるのであるが、このことについての考察の前提として、生活協同組合において労働力と結合する生産手段（Pm）〔流通手段も含めて広義に理解する〕、より具体的には生活協同組合に集積されている「資本」・資産の経済的性格について検討を加えておかなければならない。

(2) 生活協同組合の財務構成とその性格

生活協同組合に集積されている「資本」・資産は少なくともそれぞれの性格の異なる2つの部分からなっている。そのひとつは、その成員である労働者・勤労住民の生涯過程と関連して、生活の社会化にともなって進行する社会的共同生活手段の集積である。その内実は、単に成員の消費にかぎらず、広く生活、文化、教育などにもかかわるという点においては「共同消費手段」というよりは、共同生活手段という表現の方がやはり適切であろう。いまひとつは、生活協同組合が主として資本の流過程にあって、商品の流通にかかわって商業資本的な機能を果たすに必要なる「資本」・資産についてである。まず「資本」についていえば、商品仕入れのための前貸資本（商品の生産価格に相当する）と流通費から構成される。また、資産の構成としては、店舗、事務所、流通諸施設など商業（売買）労働にかかわる労働手段、在庫商品、などからなっている。¹¹⁾ 両者とも生活協同組合の成員の共同所有の資産である点では共通している。より正確には協同組合所有の資産である。これらを次節でのべる協同組合労働との関連で整序すれば、商業労働に見合う労働手段、共同家事労働に見合う労働手段、さらに共同生活手段（文化、福祉、教育などにかかわる）、に大別されよう。

これらのうちで商業労働に見合う労働手段やその他の流通費用に関しては、商業資本の形態に準ずるものとしてその経済的性格が明瞭であり、その運用が生活協同組合の成員によって民主的に行われるという特徴を有するのであるが、家事労働に見合う労働手段や共同生活手段については、その経済的性格が複雑である。それが複雑化する要因としては、大別して次のふたつが考えられる。ひとつには、これら生活の社会化にかかわる共同生活手段に関しては、いわゆる社会資本としての性格をもつものが少なからず含まれている。文化、福祉、教育、医療などに関する諸施設の

多くはそのような性格をもつとみることができよう。いま一つの要因としては、事態をさらに複雑にする条件として、これら社会資本的領域に資本主義的企業（とくに大手小売業）が進出してきていることである（たとえばデパート主催の教養・文化教室、スーパーマーケットの図書コーナー、各種教養・文化教室開設など）。さらには近年、いわば「生活関連企業」ともいうべき企業が単独にあるいは独占資本の多角経営の一環として拡大しつつあることも軽視できない。

このことは、生活の社会化を基底とする資本主義的企業の活動領域の拡大を示すものであり、そのことが生活協同組合の活動にも少なからぬ影響をもたらしていることを意味している。すでに、生活の社会化にかかわるこれまでの議論の中でも、社会的共同消費手段について論じられ、それが基本的には社会資本によって充足されるべきことが指摘されてきた。そのさい、社会資本は公的費用（政府、自治体など）によって裏うちされるのが本来のあり方であり、そこでは投入資本の直接的な回収は問題とならない。その意味では生活協同組合の運営原則とも異なるものである（協同組合の場合、成員の合意によって、回収を目的としない費用投入は特定の事業についてはありえても、経営全体としての赤字累積の構造は許されない）。したがって本来、社会資本が充用されるべき事業について、これを生活協同組合の事業として実施することは、それ自体矛盾をはらむことになりかねない（たとえば教育、福祉、文化事業などについて、本来、政府・自治体がなすべきことを生活協同組合が「肩代り」しているのではないか、という見方も根拠のないことではない）。他方、ほぼ同種類の事業が大手小売企業をはじめとする民間企業によって、市場拡大を窮極の目的として行われるという事態は、生活協同組合にとって新しい競争条件であると同時に、それらの事業の内容があらためて問われることになるのである。

このように生活協同組合に集積されている共同資産は、社会資本としての公的性格、民間企業ベースによる資本主義的性格が併存する中で、その独自の協同組合的運用が求められているわけであって、それ自体、生活協同組合の内部構造問題＝経営問題であると同時に、生活協同組合の社会的な位置・役割にかかわる基本問題であるといえよう。そして、このことは、生活協同組合の事業・活動領域が拡大すればするほど顕在化することが予測される。このような課題を単にあるべき方向を追求する当為論に終らせないためには、実態をふまえた掘り下げた分析が必要である。そしてこのことは生活協同組合労働の構造と性格を明かにする作業を不可欠とするであろう。それは、生活協同組合の運営について、これをその成員の主体的条件を基礎に解明することを意味している。

3. 生活協同組合労働の性格

すでに指摘したように、これまでの生活協同組合論の中では、協同組合や協同組合労働者に関しては十分な考察がなされていなかったといえる。もちろん、生活協同組合における労働組合運動の中で生協労働者の役割について実践的に深められていたことはたしかである。⁽¹²⁾ また、近年になって、いわゆる専従役員集団の役割について言及した論稿も発表されている。⁽¹³⁾ それらは実践的にも理論的にも示唆に富んだ論点を含んでいるのであるが、多くの深めるべき課題が残されており、生協労働論ならびに生協労働者論が生活協同組合論の中でまとまった内容をなし地歩を得ているとはいえない状況にあるといえよう。むしろ、この点では、農業協同組合の場合に農協労働組合が中心となって、農協労働者の役割についてその労働内容をふまえて実践的にも理論的にも探求され、農協労働者論としての体系だった内容を形成しつつあるといえる。⁽¹⁴⁾ そして、それらの中には生活協同組合における労働者の役割としても共通した内容を少なからず含んでいるのであるが、生活協同組合における独自の分析が求められている点には変わりがない。

これまでの協同組合における労働および労働者の役割、性格の考察について（したがってそれは農業協同組合にもあてはまることとして）みた場合、少なくとも次の諸点が反省されなければならないであろう。⁽¹⁵⁾第1に、これまでの議論は生協労働論と生協労働者論とが区別なく論じられてきた。いいかえるならば、生活協同組合労働はほぼ全面的に生協労働者によって担われる、という前提のうえに立論されてきた。生活協同組合労働の担い手として、その成員は基本的に位置づいていなかったといえる。それは、生活協同組合における労働をその成員の主体的条件（生活にかかわる労働）から位置づけるのではなく、もっぱら生活協同組合の組織・経営上の特徴から性格づけようとする視角に由来している。その結果、第2に、その労働の性格について、一面ではこれを商業労働と規定し、他面では成員への奉仕を目的とする労働、その意味では「公務労働に準ずる労働」、という性格づけがなされてきた。そのいずれもが誤りではないが、一面的であったといえよう。とくに協同組合労働を公務労働に準ずるとする見方には、これまでの公務労働論自体の弱点をそのまま反映している点が少なくない。つまり、生活協同組合の労働についての内容的な考察を十分に行なうことなく、その雇用形態や所属する機関（ここでは生活協同組合）の性格、さらに労働者の身分などから労働の性格を規定しようとする傾向が強かった。したがって、第3に、生協労働者の性格や役割について実践的に正しく提起されている課題についても多分に当為論の域を出ることができず、とくにその理論的根拠が十分に示されていなかったといえる。たとえば品川尚志氏は、生活協同組合の専従役職員集団の重要性を指摘したのち、その求められる三つの力量として、総合的力量、専門的力量、民主的管理力量についてのべている。いずれも重要な課題であるが、その提起は運動論、組織論に重点が置かれ、立論の基礎を解明することは残された課題となっている。⁽¹⁶⁾

(1) 生活にかかわる労働と協同組合労働

さて、生活協同組合労働にかかわる以上の反省のうえに、その性格について考察するのが次の課題である。生活協同組合における労働の基底に据えられなければならないのは、その成員である労働者・勤労住民の生活にかかわる労働がどのような内容で構成されており、それらがどのような条件のもとで共同労働として形成・発展するか、ということである。まず、それは、生産・労働の社会化を基礎とする生活の社会化に対応して歴史的に変化するものとして把握されなければならない。それと同時に、生活協同組合における活動の全体を把握し理解するためには、それがすべて共同労働に一元的に集約されるものではなく、より広く労働範疇に含まれない諸活動のあることも留意しなければならない。生活の共同化がすべて生活にかかわる労働（家事労働）の共同化に集約されるわけではない。しかし、それにもかかわらず、生活協同組合における活動の根幹は、生活にかかわる労働の共同（共同労働）であるといえることができる。その意味で荒又重雄氏が労働者協同組合について次のように述べていることは示唆に富んでいる。すなわち荒又氏によれば、「協同組合（労働者協同組合のこと — 引用者 —）は、賃金労働者の狭義の生活過程、とりわけG-Wの過程に立脚した労働者家計の協同であり、G-Wの過程にあらわれてくる資本制支配とたたかうかぎりで、賃労働者の団結の一形態である。今日、それは巨大な基金となり、巨大な施設をも使用しながら活動している。この協同組合を本質的に貫くものは、家庭内労働の一部としての家事労働の協業である」。⁽¹⁷⁾この引用文を含めて荒又氏の労働者協同組合についての考え方は、それが労働者家計の協同であり、家庭内労働の一部としての家事労働の協業と規定することに要約されるであろう。

さて、このような荒又氏の指摘も含めて、ここでは生活にかかわる労働、生活の共同化、さらに荒又氏のいう家庭内労働、さらにその一部としての家事労働、及び生活にかかわりつつも社会的分業の一環として自立している商業労働、やはり生活に深いかわりをもつ公務労働、などについて

てそれぞれの意味・内容を明かにすると同時に、それらとの関連において協同組合労働の性格を考察しなければならない。さて、これらの問題を明かにするうえでその前提となるのは、労働者・勤労住民の生活の基本単位が家族を基礎に形成されている、ということである。これを従来の経済的なとらえ方でいえば、労働力の再生産の基本単位が家族である、ということの意味する。いずれにしても、家族というそれ自体歴史的に形成されてきた人間関係＝社会制度が、労働の個別的・社会的あり方を規定する出発点に据えられなければならない。家庭内労働や家事労働が家族というひとつの「しきたり」を基礎として社会化されない労働として位置づけられ性格づけられていることはたしかである。そして従来の議論の主流においては、かかる家庭内労働ないし家事労働の閉鎖性、非社会性（社会的生産から排除されている）、したがって人間発達にとっての否定的側面だけが強調されてきたといえる。とくに、その労働が現実には婦人によって担われてきたということから、それは婦人問題の根源にかかわることとして問題にされてきた。⁽¹⁸⁾ このことは家事労働の基本的性格を明かにするうえで依然として解明すべき重要な課題であるが、それと同時に、かかる労働が家族制度をふくむ社会的諸制度によって「家内奴隷制」的な性格を根強く残存させている反面、生命の再生産にとって不可欠の労働をなし、社会的生産労働を中心とする労働の社会化の進展の中で、家事労働自体の性格が変化しつつあることに着目しなければならない。とくに、最近の議論の中で、家事労働とともに、たとえば家庭管理労働ということがいわれその担い手に関して家庭管理主体としての主体形成が提起されている。⁽¹⁹⁾ このように、家族を現代の社会的関係の中でとらえなおし、家族関係の民主化を基底とする家事労働の性格の変化を視座に入れつつあること、さらに、すでにエンゲルス、マルクスいらい展望されている社会主義的家族を目ざす新しい家族の創造が現実的課題になりつつあることは重要である。⁽²⁰⁾ すなわち、家庭内労働ないしは家事労働がとくに婦人によって担われる場合に、それに対して否定的に作用する古い家族制度について、そのような古い家族制度を克服するためにも、生命の再生産、労働力の再生産の基本単位、さらに社会の基本単位としての家族の歴史的な性格をふまえて、さらにこのような家族を基礎とする生活の社会化が歴史的にどのように進んでいるかについて考察することがとくに重要である。

いかなる時代の家族であっても、それが存在する現実的形態は、ひとつの歴史的な家族制度としての特徴を有する。資本主義社会にあっては、資本主義的階級社会の構造によって基本的に律せられた資本主義的家族制度としての内実を伴う。したがって生命の再生産の基本単位としての家族の性格も、そのような歴史的に性格づけられた社会関係によって条件づけられ、その相互関係のもとで家族の具体的な内容が規定されることになる。その内容について論ずることはそれ自体家族論の課題であるが、それはここで設定された課題の範囲と筆者の力量をこえることである。いずれにしても家族が夫婦の結合を基礎とする生命の維持・再生産をおこなう生活共同体であるとするならば、⁽²¹⁾ まさにそれが他律的に中断・途絶えしないものとしての独自の論理がその中を貫いており、さらにそれを支える条件がともなうことになろう。それは、一面において自然存在としての人間および人間社会の本質にかかわり、さらに、家族を基本単位とする人間関係の独自の秩序にかかわっており、それらの存在を可能とする諸要因によって条件づけられている。

このことを前提としうえて、次に家族生活における労働の性格について検討を加えなければならない。家族生活の労働について考察するにあたっては、同じ家族を想定していても、ブルジョア家族、労働者家族、農民家族（およびその他の小営業家族）によってはそれぞれその性格と構造を異にする。それらの中で、ここではさしあたり労働者家族の分析が中心となる。さらに、そのうえで、生活に関しては、個別的家族生活と社会的共同生活、労働に関しては、社会的労

働、家庭内労働、家事労働、家族労働、などの相互関連について整理されなければならない。そのさい、これらを単に分離、統合、包摂などの関係としてではなく、生産・労働の社会化、さらにそれらを基礎とする生活の社会化を視野に入れた歴史的過程として把握することが重要である。

このような見地に立つならば、まず第1に、生活に関しては社会的共同生活は個別的家族生活を基本単位として成り立っているといえる。さらにそのうえで社会的共同生活の領域が相対的に増大するのであるが、しかし、それは個別的家族生活の縮小を意味するものではなく、むしろそれは家族生活の充実・発展と両立した中で進行する（その基礎には生産の社会化がある）。社会的共同生活手段の拡大はその物質的条件である。第2に、この過程で個別的な家庭内労働（労働者家族の場合はこれはさしあたり家族労働と等置できる²²）、家事労働に対比して社会的労働の占める位置がますます高くなる。しかし、その場合であっても、家庭内労働ないし家族労働が皆無になることはありえない。むしろ、一定量は残存し場合によっては増大することがありえよう。それは、(イ)生命の再生産としての家族生活を支えるうえでは社会的労働におきかえることのできない独自の内容（質）の労働が必須であること、(ロ)ときにはそれは家族生活の充実の中で拡大することもあること（とくに賃労働に大半の時間をさいて家庭内労働が圧縮されている場合には、賃労働時間の短縮と裏腹に家庭内労働が拡充されることもあること）、(ハ)かかる種類の労働は、その性格上、その能率（「生産性」）を生産的労働におけるほどに一義的に高めえないこと（たとえば育児労働を無制限に短縮することはできない）、などの条件が存するからである。さらに、第3に、このような家庭内労働ないし家族労働を基礎にして考えた場合、社会的労働はそれとの対比において社会的分業の中に位置づけられるのであるが、家族労働の協業はこのような社会的労働とは異った独自の性格を有する。すなわち家族労働の協業は、ひとつには家族内協業として存在し、これが一般に家族協業といわれている。このことは農民経営のような小生産においては生産的労働について広く存在している。同じことは家事労働やその他の生活にかかわる労働（家庭内労働）についてもなりたちうる（たとえば家事の共同分担）。いまひとつは、家族の枠をこえた家族労働の協業である。これも共同労働であるという点で社会的な性格を有しているのであるが、社会的分業にくりこまれた専門労働とは性格を異にしており、その基底には家族労働としての性格を残しているのである。

さて、生活協同組合における労働を以上の整理と関連づけてみるならば、それは、一面で、家族労働を基礎とする、しかも家族の枠をこえた協業であると同時に、他面では社会的分業の一環にくりこまれた専門労働としての性格を有しており、いわばその両者の重層的労働編成になっている、とみることができる。この点ではさきに紹介した荒又氏の提示した「家事労働の協業」としてのとらえ方では、協同組合労働の社会的労働としての性格を含みえないことになる。このような意味における協同組合労働の一面の性格は、家族の枠をこえているわけであるから家族労働ではあるが家庭内労働ではない（家庭内労働＝家族労働とはいえなくなる）。そして、このような協同組合労働についての重層的労働編成は、その成員が家族を基本単位として存立するかぎり、強固にその存続の基礎をもつのであって、社会的分業の一部としての専門労働に一元化することは決してない。

協同組合労働の性格についてのいま一つの側面は、協同組合の商業的機能との関連において明かにされなければならない。生活協同組合における商業は、その成員の購買過程、 G （貨幣）－ W （商品）にかかわって成立する²³。一般に商業は、商品生産社会にあって、商品流通が行われるさいに、生産者（販売者）と消費者（購買者）のあいだに第3者が介在して彼らの売買交換を仲立ちすることであり、このような第3者の再販売・購入からなる部分が商業である。このような機能としての商業はひろく商品生産社会に存在するが、資本主義のもとでは資本主義的商業の形態をとり商業資本

がこれを担う。このような中であって協同組合は、それ自体、生産者と消費者の間に介在する純粹の第3者ではない。なぜならば、協同組合の成員による購買は、それが協同組合による場合には共同購買であって、そのさい、協同組合はこのような共同購買の具体的形態であり、その成員からみて第3者ではないからである。しかし、他方で、商業にあつては、商品（W）の貨幣（G）への転化ならびにGのWへの転化が不可欠であり、それを担う商業労働がかならず存在する。この点では協同組合においてもかわりがない。その意味では、協同組合による共同購買を商業の一形態として協同組合商業と規定することが適切であろう。したがって、それを担う協同組合労働はそれ自体商業労働であることは間違いない。さて、このような意味における商業労働は、いうまでもなくそれ自体、社会的労働として社会的分業の一部にくりこまれることになる。そして、このような労働をもつば担う労働者が商業労働者として社会的に自立することになるが、協同組合においてはこのような意味における商業労働がもつば商業労働者によって担われるわけでないことは、のちに労働力とのかかわりにおいてのべるとおりである。

すでにのべたように生活協同組合における諸活動は、その成員の生活に関連する労働の共同にとどまるものではなく、ひろく成員の生活にかかわる労働以外の諸活動をも含んでいる。文化、教育、福祉、などの領域の活動がその例としてあげられよう。この種の活動は、それが成員によって個別に担われる場合であっても、あるいは生活協同組合の活動として共同で担われる場合であっても、それ自体は労働ということとはできないのであって、むしろ生活活動そのものである。その意味では、生活協同組合におけるこの種の活動は、成員のいわば「手弁当による参加」によってなりたち支えられるものである。しかし、それはこの種の共同活動がすべてそのような成員の共同参加によってのみ担われることを意味するものではない。このような活動が発展すれば発展するほど、その活動に必要な専門的な施設、組織などが必要となりそれを専門的に担う労働が不可欠となってくる。このようにして、協同組合における社会資本的機能とそれを担う公務労働的性格が加わることになる。そして、従前の成員の「手弁当による参加」と合わせて、ここにも専門賃労働者を含む併存的構造が形成されることになる。そして、それはさらに公務労働とも密接なかかわりをもつことになる。この点に関しては、荒又重雄氏は、協同組合を労働者の「協同生活手段」と規定することについて、それは「国家の目的を公共の福祉とおいり、資本制企業が社会的責任を第一に考えるかのようにのべたりするのと同種のまちがいである。奉仕の対象である国民とか公衆の位置に、この場合は一般組合員がおかれることになっているからである」²⁴と指摘している。荒又氏のこのような考え方には、たとえば社会福祉を総資本の社会政策の一環としてとらえ、そのようなものから労働者協同組合を区別しようとする意図がうかがえる。それは一面において国家の役割を正しく指摘しているのであるが、のちにも論及するように公務労働は国家のみに関するのではなく、地方自治体も含まれており、さらに経済民主主義の観点に立つならば、たとえば福祉について国民を一義的に奉仕の対象ととらえるだけでは不十分であろう。したがって、このことと関連して、あらためて協同組合労働の公務労働的な側面が問われることになるのである。

(2) 協同組合労働の担い手

ここで議論すべきことは、すでにのべた協同組合労働が「誰によって担われるか」ということ、いわば労働との関連における労働力の問題を生活協同組合について考察することである。これまでの議論は、協同組合労働の内容が十分に深められないままに、それが一義的に協同組合労働者によって担われるものとして位置づけられてきたといえる。しかし、そうではなく、協同組合労働がその成員によって担われることがあるということはすでにのべたことから明かであろう。つまり、

協同組合労働の担い手は、協同組合労働者とその成員である。いいかえれば協同組合労働が全面的に協同組合労働者によって担われることは、生活協同組合の基本的性格にもとづいてみるならばありえないことである。ひいては、それは、生活にかかわる労働の生産労働との対比における独自の性格にもとづいているともいえよう。

つまり、生産労働の場合には、それがたえず個別的・自給的労働から社会的労働、商品生産労働に転化し、社会的分業の中に全面的に包摂されるのであるが、生活にかかわる労働の場合には、たとえそれが社会的労働によって代替される過程がたえず進行する中であっても、自分ないし家族のための労働が全面的に排除され、社会的労働（およびそれが対象化された生活手段）によって完全に置きかわるということは起りえない。いいかえれば生活にかかわる労働のうち社会化されない部分についてはこれをみずから担うかないし家族が担うことになる。これは、単にそのような非能率的な労働が残存するという意味においてだけでなく、人間的な生活の営みにとって自分自身や家族が担う労働が不可欠な部分として存在するからである。生活協同組合における協同組合労働の一部はまさにそのような労働の共同労働として存在し、その主要な担い手は成員自身である。このうち成員によって担われない他の部分については生協労働者がこれを担うことになる。

他方、協同組合労働のうち商業労働についてはどうであろうか。その大部分が生協労働者によって専門的に担われることはいうまでもない。その意味において生協労働者は商業労働者の一面の性格を有することになる。しかし、たとえ商業労働の場合であっても、それが全面的に生協労働者によって担われ、その意味で完全に社会的分業にくりこまれるわけではない、というのが小論における理解である。すなわち生活用商品、生活手段商品の流通過程にあって、生活協同組合の成員がおこなう共同購買（G-Wの過程）は、共同購買という協同組合商業としての独自の形態をとるがゆえに、それは成員のG-Wの過程（具体的には家計）から完全に自立しては存在しえず、したがって、他の一般の商業労働のように社会的分業の中で完全にくりこまれることはないのである。つまり生活協同組合の商業労働は、商業労働としてそれ自体、一面では高度に専門化しながら、その一端を生活協同組合の成員自身が担いうる余地を残すことになる。その意味で協同組合商業労働の担い手は生協労働者と成員である（このような協同組合商業労働の独自の構成と性格は、協同組合間協同などにおいてはむしろ、流通過程の民主化を進めるうえで積極的な意義を有する⁽²⁵⁾）。

さらに、生活協同組合に含まれる公務労働的な労働、いいかえれば公共的・社会サービスの労働についてはどうであろうか。このことについては、一面では、その実現にさいしてもっとも強固で安定的な基礎をもつ国家が、ひとつの社会的制度として確立し公正・平等に運用することが求められよう。そのかぎりでは、住民はこのような社会サービスの受益者・対象者としての性格を有するのであるが、それにとどまりえないであろう、というのがさきに荒又氏の論点提示にかかわってのべたわれわれの考え方である。それは、この種の事業が個々の住民の生活に直接に深くかわるために、どうしてもきめのこまかい制度実施上の配慮が不可欠であり、それは国の直轄事業のみによっては有効になしえないからである。そのような意味において、地方自治体はこの事業の実施にあたって中心的役割を担うことになる。その場合、地方自治体の一面の性格として、それが住民自治に基礎をおいていることからみても、住民が単なる事業の対象者にとどまることはありえない。住民が積極的に要求を出し、場合によっては関連ある活動に参加することもありうるのである。たとえば社会福祉・サービスにかかわってボランティア活動が広く行われていることは周知のとおりである。このような活動は、一面で住民有志の善意にもとづく活動を政策的に「安上がり行政」の一環として再編成し逆用しているということがいえるが、他面では、みずから（単に個人的にだけ

ではなく集団的にも)の生活にかかわる活動として積極的に参加する(基本的には有償労働として)意義も決して小さくはない。生活協同組合がこのような活動を実施した場合、それは本来、国や地方自治体が行なうべき事業について生活協同組合が肩替りしているという一面を否定することはできないのであるが、しかし、他面では、そのような活動が生活の共同活動としてごく自然に位置づくこともたしかであろう。その意味で生活協同組合における生活にかかわる幅広い活動の担い手としては、それを直接に担う専門賃労働者とともにその成員も位置づくことになるのである。

(3) 協同組合労働の地域性・集団性・総合性

このように多岐にわたる生活協同組合の活動について、その労働としての性格、さらにその担い手の性格についてのべてきたことを基礎にして協同組合労働の基本的性格についてのべることにする。その基本的視点は、別の機会に提示した労働者・勤労住民の労働主体⁽²⁶⁾および生活主体⁽²⁷⁾としての性格と密接に関連している。このことをここではその基本的な特徴を、この項の表題に示したように地域性、集団性、総合性という三つの側面に求めるのであるが、その意味するところは次のようである。いうまでもなく、これらは相互に関連しているのであるが、その内容はこれまでの考察をふまえて次のようにいうことができる。

第1に、協同組合労働は、すぐれて生活にかかわる労働をその内容としている。それゆえにその労働が社会的分業の中にあって特定の専門的労働に全面的に転化することはありえない。もちろん、このことは商業労働において端的に見られるように、協同組合労働が高度の専門化をとげることと相容れないものではない。むしろ、一方でそのような高い水準の専門化が進むと同時に、そのような労働を労働過程だけではなくひろく成員の生活過程との結合関係のもとで位置づける視野が求められる。いいかえるならば、生活にかかわるさまざまな種類の労働は、まず家族を基本単位とする生活過程において個々の生活主体によって統括される。つまり、そこでは1人ひとりの人格を媒介として、ないしは生活の基本単位としての家族を媒介として、生活にかかわるさまざまな労働が統括される。したがって、協同組合における個々の専門労働もこのような生活過程との関連なしには存在しえない。

第2に、さらに、協同組合労働の主要な側面としてこれを個々の家庭内・家事労働の共同労働と性格づけた。そのさい、生活の基本単位としての家族がその枠をこえて共同しようとした場合、それは地域をぬきにしてはなりたちえない。いいかえれば家族の枠をこえた生活の共同は地域を基礎にして展開するのであって、その意味では地域的共同である。したがって、その中における共同労働も地域的共同労働としての性格を有する(しばしば地域生協と対置される職域生協の場合にもこの点は基本的に変らない。それは地域的組織としての生活協同組合がさらに職域によって限定されているにすぎない)。生活協同組合は本来的に地域的生活共同組織であって、したがってその中における協同組合労働も地域的性格を有することになる。さらに、その活動の場も生活協同組合労働の直接的労働過程とともに地域産業を基礎とする地域社会の諸活動にも及ぶのである。

第3に、協同組合労働の総合性は、一般に資本制協業のもとにおける指揮・監督労働がそれ自体として有している総合性に等置されるものではない。資本制生産のもとにおける指揮・監督労働は、労働過程を統括するという意味において総合性を有しているといえるが、それが同じ労働過程の中における他の有用労働から遊離し資本家が占有して固定化しているという点ではやはり資本主義的分業の特殊な一形態である。これに対し、協同組合労働にあっては、かかる指揮・監督労働も含めてすべての労働が、すべての協同組合労働者(さらには成員も含めて)によって平等にしかも民主的に分担され、しかもその分担が固定的ではなく可動的でありうるという点において、さらに

その統括の範囲が単に労働過程にとどまらず地域住民の生活過程にまで及ぶという意味において、より広いより深い総合性を形成しているとみることができる。

第4に、以上のことをふまえて、協同組合労働の集団的性格についてふれるならば、それは家族を基本単位とする生活共同組織であるということに求められる。つまり労働者（および勤労住民）家族を基礎にして、さらにその共同のうえになりたつ労働であるということが重要な意義を有する。ここであえてこれを集団的労働として意義づけるのは、それが資本の生産過程（労働過程）における労働組織にみられる協業・分業＝資本主義的協業・分業と対比してみた場合に、共同労働としての一面の共通性をもちつつも、あくまでもそれが家族生活を基礎とする部分的な共同労働であるという点において異った性格を有するからである。このような視角は、さきに農業において、農民経営を基本単位としそれを基礎とする農業生産力の発展を地域的・集団的生産力として意義づけたことと基本的には共通している。⁽²³⁾したがって、ここにおける労働は、個々の成員の家族生活からまったく自立しては存在しえないと同時に、労働力の構成としても、成員による部分的共同労働と生協労働者の専門労働とによる重層的編成をとることになる。成員相互、および成員と生協労働者との共同活動のひとつの基礎もこのような協同組合労働の集団的性格に求めることができよう。

以上、協同組合労働についてのべてきた地域性・総合性・集団性は、さらにこれをつきつめていえば、生活協同組合というひとつの（有力な）地域生活共同組織を基礎とする共同活動を通して労働者・勤労住民が総合的な人格形成をとげることと深く関連しているのであるが、それはひとり協同組合に限られた課題ではなかろう。むしろすべての労働者・勤労住民に共通した課題であって、協同組合を他と区別する独自の課題ではない。⁽²⁴⁾協同組合がそれ自体の性格にもとづいて先駆的に実践する可能性と条件を有しているにすぎない。いいかえるならば、これまでのべてきた協同組合労働の性格は、それは決して協同組合労働に固有な性格ではなく、むしろ他の労働との対比でいえば、それを実現するための条件の相対的なちがいにもとづく特徴をさし示しているにすぎない。それゆえ生活協同組合を地域に根ざした経済民主主義の前進をめざす諸活動の中に、理論的にも実践的にも位置づけることができるのである。この点を明確にするためにも、公務労働論をめぐるいくつかの論点について補足的にふれておかなければならない。

4. 補論 — 公務労働論に関する若干の論点 —

前節の議論を受けてこの節でこの問題を補論としてとりあげるのは、協同組合労働をめぐる議論の中で明かにされた論点が公務労働論を深めるためにも多くの示唆を含んでいるからである。しかし、ここで多岐にわたる公務労働論について全体的に議論することは避け、小論の主題に関連するいくつかの論点にしぼって論及するにとどめたい。⁽³⁰⁾

さて、公務労働論をめぐる論点に入る前に、それに関連する公務員労働者の概数についてふれておこう。(1)公務員総数は1979年（昭和54年）の数字で5,125千人でこれは就業者総数の9.3%にあたる。さらにここ数年の趨勢としては微増傾向にあるが、対就業者総数比率は1970年前半までは増大傾向にあり、その後はほとんど変っていない。(2)このうち国家公務員は約2,007千人、地方公務員は3,118千人でほぼ4対6の割合であり、その割合はここ数年ほとんど変っていない。(3)国家公務員は、1979年（昭和54年）—以下同じ—について行政職が約30万人、その他税務、公安、海事職などが約10万人、教育職約6万人、研究職約1万人、医療職約5万人となっており、さらにこの他に「企業職員」（いわゆる3公社5現業）が約35万人となっている。(4)地方公務員の場合は、都道府県1,680千人、市町村1,438千人となっており、さらに職種別には、一般行政職1,019千人、

教育職 946 千人、技能・労務職 386 千人、医療・看護・保健職など医療関係職 150 千人、警察職 206 千人などとなっており、このほかに地方公営企業職員（上下水道、交通、病院など）が 328 千人（但し 1976 年）を数えている。(付)ちなみに公務員の労働組合組織率は約 70% で、これは全産業の組織率 31% を大きく上まわっている。これらの概数からのちの論点とかかわるいくつかの特徴を指摘するならば、(イ)公務員労働者の中には国家公務員と地方公務員とが区別され、むしろ後者の方が多い。(ロ)とりあえずその労働内容を職種に代替させるならば、文字通りの行政職が大きな比率を占め、それはとくに国家公務員の場合に高い比率を占めているが、地方公務員の場合は、むしろ、教育、医療福祉、水道・交通、保安など住民の生活に直結した職種の比率が高い。(ハ)そしてこれらはきわめて公共性の高い事業ではあるが、同種類の事業は民間企業によっても営まれている（たとえば私立学校、私立病院など）。その意味では公務員と同じ職種の民間労働者が存在する（つまり公務員労働者に固有な性格とはいえない職種を含む）。(ニ)公務員労働者が労働運動戦線で占める位置はきわめて高い。

公務員労働者をめぐるこのような状況はそれ自体、従来の公務労働論について再検討するうえで有力な材料になると思われる。

まず、第 1 に、わが国における公務労働論は、古くは 1950 年代半ばまでさかのぼるのであるが、その議論の中には一貫して実践の要請を受けそれに応えようとする意図が含まれていたといえるのであり、⁽³¹⁾このことは今後の議論の展開においても正しく継承されなければならない。その中ですでに公務員労働者の二重的性格をめぐる議論がなされてきたが、やはり、公務労働論を大きく発展させる契機になったのは、1960 年代に入ってから革新自治体の広範な成立であり、さらに 70 年代に入ってから地域問題の深刻化にともなう地域労働者の新たな任務についての社会的要請の高まりにあった、とみることができよう。このような背景に照らして考えるならば、その深めるべき課題とそれへの現実的要請は、住民とじかに接し生活に直接かわる地方公務員労働者においてより強かったといえる（自治研における研究運動の蓄積に端的に示されている）。その意味では議論の出発点と重点はすぐれて自治体労働者論におかれるべきであった。しかし、実際には、具体的議論の中では自治体労働者の直面している課題をとりあげつつも、その理論化にあたっては、国家と公務労働との関連をめぐる議論が主流を占め、それが公務員労働者論として一般化され、自治体労働（者）論としてはほとんど深められる機会がなかった。かくして、当初の公務労働論は主として国家との関連において議論されることになった。

そこで、第 2 に、国家と公務労働に関する議論について検討してみよう。この論点を中心に積極的に公務労働論を展開したのは芝田進午氏である。同氏の見解をここでくわしく紹介し議論する余裕はないが、その骨子は、国家と公務労働の区別と関連を明かにしたのち、とくにそれまでの公務労働論でほとんどふれられることのなかった「社会的共同業務」としての公務労働の性格を明かにし、国家と公務労働の矛盾を指摘し、その矛盾の止揚こそが公務労働の実践的課題である、とすることに要約されよう。⁽³²⁾このことを含む芝田氏の論点提示は、それまでの公務労働論を大きく前進させその後の議論の発展の契機となったことをまず指摘しておかなければならない。

しかし、そのうえでなお国家と公務労働に関して深めるべき課題としては、(イ)共同体の社会的共同業務について、共同体の歴史的な発展をふまえた社会的共同業務の歴史的な性格、とくにその資本主義的性格について十分な考察がなされていない。このような歴史的な分析をふまえるならば、ひとしく共同体といっても、それはまず地域共同体を基礎に、さらに地方自治の発展とのかかわりで検討すべきことが明かとなるはずであり、まさにそのことが自治体労働者論の理論的基礎にもな

るといえよう。芝田氏がいみじくも共同体の社会的共同業務を立論の基礎にすえたことは、地方自治を基礎とする自治体労働（者）論としての展開の基礎を有していたわけであるが、それが、むしろ地方自治体よりは相対的に共同業務的性格の弱い（生産の社会化のもとで国家の「共同業務」の現代的意義があらためて浮き彫りになるのであるが）国家を中軸に立論されたため、逆にそれへの批判も国家の「共同業務」に集中したきらいがある。

(9) 国家と公務労働とに関係する議論は、まさに両者の関係を論じたものであって労働内容についての分析は欠落しているという芝田氏の論説に対する重森暁氏の批判はそのかぎりでは正しい。しかし、それは重森氏が続けていうように公務労働の「社会的共同業務」の側面を否定することにはただちに結びつかないといえる。むしろ必要なことは、国家と公務労働との関係をふまえた労働内容の検討であって、そのさい、それ自体として上部構造である国家の機能にかかわる労働が、下部構造における社会的労働といかに関連するかが、理論的枠組みとしてまず整序されなければならない。いいかえれば、国家と公務労働の関係だけからは公務労働の内容を規定することはできない、ということである。

(10) 公務労働を共同体の「共同業務」とみる見解については、少からぬ批判的論説が出されており、それ自体の中にさらに検討すべき論点も含んでいるので、必要なかぎりでもここでべておくことにしたい。さきに紹介した重森氏も批判的立場に立つ論者の1人であるが、そのほぼ共通する論点はまず池上惇氏によって出されたといつてよかろう。池上氏の見解は、次のように要約されよう。すなわち、共同業務があるとすればそれは文字通り共同体の共同業務としてであって、そのような共同体が解体し、国家が成立するとその民主主義的性格は失われ、むしろそれは統治の手段とされ社会の共同業務とはいえなくなる。しかし、住民の民主主義運動の高揚のもとでは、新しい共同体と共同業務の再建の手がかりがうまれる、というものである。⁽³⁴⁾ ほぼ同じ論旨は重森暁氏や小森治夫氏の論説にもみられる。公務労働の中にこのような性格が強く貫き、しかもそれが地方自治体と国家機関では異ってあらわれるのであるが、それゆえに両者を一義的に律しえないのではなかろうか。池上氏らの見解はその基礎に現代資本主義の階級構造と階級対立をおいている。このことは公務労働論の枠組みとしても不可欠であるが、それは公務労働の内容を階級関係の直接的投影とみなすやや性急な論理の運びがあるように思われる。池上氏は、さらに、公務労働の二重性について、「公務労働は、一方では、労働者をはじめ住民の自治権や生活のための権利の拡大の担い手でありながら、他方では、資本家階級の改良主義的労務管理業務の担い手に転化されるという意味での二重性をうけとらざるをえない」⁽³⁵⁾とする。つまり、資本主義的官僚機構と民主主義運動の対抗関係の中に公務労働の二重性をみるのであるが、たとえ公務労働といえどもこのような労働内容（したがって有用労働）を、労働過程からはなれた諸条件（しかも上部構造にかかわる）で律することが適切であろうか。ここで指摘されていることは労働内容の制約条件にすぎないのであって、労働の内容と本質を規定することには直接には結びつかないのではなかろうか。この論点は、池上氏らがげんに指摘しているように、公務労働の将来的な展望にもかかわることであるから、次に第3点としてこの点について検討してみよう。

この論点に関しては重森氏が重要な問題提起をしている。重森氏は公務労働の二重性を「一方で他人労働を支配する少数者のための国家業務をにない、他方で民族自決と民主主義的法律に依拠して住民のための社会的共同業務の再建をになう」⁽³⁷⁾と規定し、それが即自的にあるのではなく、「階級闘争の結果として、社会的共同業務の民主主義的再建をめざす住民と公務労働者の連帯した運動によってはじめてつくりだされる」⁽³⁸⁾とする。文字通り公務労働の二重的性格は「運動によってつ

くり出される」というのであるが、労働内容をそれほど直截に運動に結びつけてよいであろうか。運動が労働の性格をつくるのではなく、運動（住民と公務労働者の連帯した）を一つの重要な条件としながら公務労働が形成され変化するとみるのが妥当であろう。その意味では公務労働の内容を社会的分業との関連において説明することがさらに必要とされているのである。そうすることによって、公務労働がそれぞれの労働の内容に応じて（したがって決して一律にではなく）社会的分業の一環に位置づけることが一面で明かにされると同時に、他面では、公務労働としての独自の性格も解明されることになるだろう。

労働内容を重視して考えるならば、そこから引き出される労働の性格は、決して公務労働にとどまるものではないことが明かとなるだろう。ちなみに重森氏は、その著『地域と労働の経済理論』において交通労働を社会的分業の中で考察しているが、そこでえられた交通労働⁽³⁹⁾についての基本的な性格は、「社会全体の生産、流通、消費を媒介とするところの一般的労働」ということにある。それゆえに「将来の地域共同体と家族の再建においても、全面的に発達した諸個人による社会全体の自主的管理・統治にとっても重要な役割を果すことになる⁽⁴⁰⁾」のであるが、いうまでもなく交通労働は公務労働としてだけではなく民間企業労働者によっても担われている。この一例が示すように労働内容について深めるならば、それはもはや公務労働の枠内にはとどまりえないものとなる。ほぼ同じことは、教育労働（私立学校と国公立学校のそれぞれにおける教育労働についての内容的なちがいは基本的にはない）や医療労働、その他多くの労働についてもいえることであろう。

第4に、このような公務労働に限った議論の問題点をいま一つの課題と関連づけてみよう。ここでも重森氏の論説をひとつの手がかりとするのが適切である。重森氏は、公務労働者の専門性について次のように指摘している。「公務労働者の専門性とは、……地域や社会や生産の全体を見通し、それらの発展を計画し、調整し、制御することを意味している。そのような専門性（それはもはや総合性とよんだほうが適切であるが）を、公務労働者は分業内部の個々の専門分野の労働をとおしてわがものとしてゆく。だが、そのような専門性＝総合性は、ひとり公務労働者のみならず、すべての勤労住民が獲得しなければならないものである」と。ここでいう専門性＝総合性は、はたして公務労働者のみにかぎられる課題であろうか。むしろ、そうではなく、ひろくいえば労働者の全面発達にかかわって、すべての労働者に共通（具体的内容は労働内容に応じて異なる）した課題であるといえよう。もちろん、重森氏自身もこれを公務労働者のみにかぎるものではなく勤労住民も獲得しなければならない、と指摘しているが、それは公務労働者と同じ意味においてではなく、むしろ住民自治の担い手に求められる力量として指摘しているのであって、「分業内部の個々の専門分野の労働をとおしてわがものとしてゆく」という位置づけとは異ったものといえよう。

しかし、公務労働者にかぎらず、すべての労働者がみずからの専門分野の労働をふまえてさらに総合性を身につけることは、労働の発達にとって重要な意義をもっている。もし、公務労働者がこの点において他の労働者とちがいがあるとすれば、その労働者としての性格上、先駆的に追求し、またそれを実現する条件が相対的により有利に与えられている、ということであろう。げんにわれわれは小論においてはほぼ同様の内容の専門性を、協同組合労働者についてその労働内容の考察をとおして導き出したのであった。このように、労働内容にそくしてみるならば、公務労働者の性格や課題の多くが公務労働者にかぎらずすべての労働者に共通していることが明かとなるのである。

第5に、以上のような論理の運びの中で、現行地方自治制度をどう評価するか、ということもひとつの論点となるだろう。池上氏や重森氏が社会的共同業務について、これを再建すべき課題としてとらえているということは、このことにかかわる現行地方自治制度や国の諸制度に対する厳しい評

価が前提となっていると考えられる。つまり、現行の共同業務的諸事業は、基本的には資本のための共同業務として、さらに統治の手段として位置づけられているとの評価がなされている。それゆえに民主的改良よりは新しい社会的共同業務の再建ということが提起されることになるが、現行地方自治制度の中にも、住民のための社会的共同業務として性格づけることのできる内容が含まれているといえないであろうか。いいかえれば、現行地方自治制度の中にこれまでの地域民主主義運動の成果が蓄積され制度化されている部分が認められるように思う。もしそうであるとするならば、とくに自治体労働者によって担われている公務労働は、内容的にも住民のための社会的共同業務としての性格を内包しているとみることができる。したがって再建と同時にそのような労働を条件づけている諸制度を民主的に一層改良することが実践的課題になりうるといえよう。このことを自治体労働者の側からみるならば、そのような公務労働の民主的改良の条件は、一面ではみずからの労働の中に含まれているのであって、労働に対するみずからの要求を基礎に地方自治制度の民主的改良の中心的担い手となって住民と連帯する、という実践的課題にも結びつくのである。とくに、このような観点は、現在いわゆる臨調「行革」路線のもとで、教育・福祉の領域をはじめとして、住民の生活と生産活動に直接かかわる分野が縮小される状況にある中では、単に再建の課題にとどまらず、既存の諸条件を守ることも重要であり、その意味で軽視できないといえよう。

以上、公務労働論についての論点を批判的に検討してきたのであるが、このことをふまえて公務労働論としてさらに深めるべき課題について概括的に指摘しておこう。

まず第1に、公務労働論の主要な課題のひとつは、これを労働の内容にそくして深める、ということである。さきに指摘した公務労働論をめぐる批判的論点も、これが公務労働の内容についての十分な検討のないままに議論が進められてきたことに起因しているといえることができる。そこで公務労働の内容について考察するさいに、ふたつの側面から接近することが必要であろう。そのひとつは、公務労働を社会的分業の中に位置づけ、個々の労働内容にそくしてその性格を明らかにするということである。いまひとつには、多岐にわたる公務労働の内容について、これとかかわる生産、流通、さらに住民の生活のそれぞれの領域をふまえて、その労働の存立条件との関連において労働内容を具体的に明らかにすることが求められる。以上のべたふたつの視点は、さきに協同組合労働の性格について考察するにさいしてとくに重視した分析視点であった。とりわけ、協同組合労働と生活にかかわる労働との関連について考察するさいには、生活にかかわる労働が未解明の部分を多く残しているがゆえに、協同組合の成員の生活構造との関連で解明を要するところであった。公務労働もその一面として住民の生活にかかわる領域が多いだけに、共通した分析視角が求められる。他方、そのような労働が他の社会的労働と同じように完全に社会的分業の中にくりこまれるのかどうか。この点については協同組合労働におけると同じように、公務労働についても十分な検討が必要であろう。そして、そのような検討の中で、たとえば教育労働、福祉労働、交通労働、医療労働などについてそれぞれ独自の解明が必要であり、それらと公務労働が内容的に深く関連しつつ、公務労働が一方で社会的分業の一環として位置づくと同時に、他方で、地方自治体や国を媒介として住民の生活に直接かかわる労働としての独自の性格が明かにされることになるよう。

第2に、そのような公務労働の性格は、それ自体社会的労働として社会的分業の一環として位置づけられつつも、商品生産とりわけ資本制商品生産の経済法則に一義的に規定されるわけではない。つまり公務労働は商品生産の発展にともなう社会的分業の発展によって条件づけられていると同時に、労働者・勤労住民の生活諸条件に直接的にかかわる労働として形成し発展する。そのさい、協同組合労働に関連してすでに指摘したように、生活にかかわる労働は、家族を基本単位とする労働者・

勤労住民の生活過程からまったく分離してはなりたちえない。それゆえ、重森氏が指摘しているように、公務労働の形成には労働者・勤労住民の貧困化が基礎条件となっているといえる。⁽⁴¹⁾そのさい、重森氏が指摘している貧困化の諸相が重要な意義を有することはいうまでもないが、さらに小論でのべた貧困化についての枠組みは、公務労働論を深めるうえでも有効であろう。すなわち、さきにわれわれは貧困化の内実を、「可能的な一般的な生活諸条件（生産力水準）の水準と現実の生活諸条件の水準の格差＝貧困化＝資本の蓄積条件、とくに格差拡大＝絶対的貧困化＝資本の蓄積条件」と規定した。この考え方にもとづくならば、貧困化の克服は、まさにここに見られる格差の縮小であるが、同時にそれは資本蓄積と真向から対立し資本蓄積条件に対する何らかの制限をぬきにしてはなりたちえない。しかし、可能的な一般的な生活諸条件は生産力の社会的水準によって物質的に裏うちされているわけであるから、資本との対抗関係のもとでもそれは部分的に実現可能である。とくに、生産の社会化、労働の社会化、さらにそれを基礎とする生活の社会化が進行するもとでは、社会的共同生活手段の充実、教育・社会福祉制度の拡充などが重要な意義を有する。これらが一義的に国や地方自治体の事業として課せられるわけではないが、その主要な実施主体であることはいうまでもない。それは、まさに労働者・勤労住民の貧困化の深化のもとで、その克服をめざす社会的共同業務の主要な内実をなすということができよう。そしてその担い手としての公務労働者はますますその重要性を増すことになる。

そこで、第3に、公務労働が上記のように位置づけられ形成されとするならば、それは社会的分業の一環に位置づく労働にはちがいないが、さらに独自の性格が附与されているとみることができる。それはひとつには、労働者・勤労住民の生活にかかわる労働であるために、社会的分業の一可除部分として特定の生産（産業）部門に固定化するものではない。いいかえれば、この労働は、すべて社会的労働として存するわけではなく、その一部は家族労働によって担われる部分を残すと同時に、それらの共同労働としてのさまざまな形態にわたる労働として存在する。その意味で商品生産労働とまったく同じではない。さらにふたつには、それが主として社会的共同生活手段と結合している場合には、たとえば交通労働におけるように一般的労働としての性格を有し、その意味で固定化された分業のもとにおける有用労働とは異なる。しかし、このような労働の性格は公務労働に固有のものではない。⁽⁴²⁾このようなわけで公務労働は、それ自体社会的分業の一環に位置づきつつも、他の商品生産労働とは異なる独自の性格を有するが、それを規定するのは労働内容であって、雇用者が国家や地方自治体であるということだけで枠づけされるわけではない。

その意味で、第4に、公務労働と公務労働者との区別と関連を明確にすることが公務労働論ないし公務労働者論として重要である。つまり、労働と労働力との関連に関する問題である。この点についてはこれまでの公務労働論ではすくなくならぬ混乱があったように思われる。いいかえれば公務労働は全面的に公務労働者によって担われる、との前提があったといえるが、それは厳密に言えば正しくない。このような見方は協同組合労働の分析をとおして明かにしえたことであるが、公務労働は公務労働者以外の労働者・勤労住民も部分的に担いうる性格を有している。それが公務労働のひとつの特徴でもあるわけである。このことは、公務労働とその担い手としての労働力との関連として認識することによって明かにしえよう。それゆえ、かつてレーニンが指摘したように、公務労働は窮極においてすべてのものがそれを担いうる可能性を含んでいるのである。その実現のためには生産・労働の社会化をはじめとするいくつかの条件が必要であることはいうまでもない。いずれにしても公務労働者は、公務労働を担う専門賃労働者としてその主力であることはいうまでもないが、公務労働の唯一の担い手ではないこともたしかである。これを住民自治の担い手としての地域住民の側に立ってみるならば、

これまで住民自治についてはその労働の裏うちまでは考えられていなかったのであるが、住民自治の担い手としてのあるいは統治主体としての労働者・勤労住民の力量は条件のともなうかぎり公務労働によって裏うちされることが求められているといえよう。⁽⁴⁴⁾ このように考えるならば、公務労働（ないしそれに類する労働）の担い手としては、専門賃労働者としての公務労働者はもちろんであるが、その他に協同組合労働者、その他の地域労働者、地域の勤労住民、などをその担い手として視野に入れることができる。

そこで、第5として、公務労働にかかわる諸機関をめぐる分析課題についてのべておかねばならない。がんらい公務労働というそれ自体労働内容に関する概念が、これまではむしろ労働力の雇用関係によって規定されてきた。たとえば、公務労働者を「国家に雇用され、官僚機構の一部にくみこまれた賃金労働者」⁽⁴⁵⁾と規定する見解に端的に示されている。ここでは公務労働の担い手が一義的に国家公務員労働者に等置されているわけであるが、小論でこれまでのべてきたことから明かなように、このような見方は公務労働者をひろく社会的労働力編成の中に位置づけ、その役割を明かにするうえでは不十分である。雇用者の性格が雇用関係をととして労働者の状態を条件づけることはたしかであるから、国家、とりわけその官僚機構について公務労働者の状態を条件づける要因として明かにすることは重要であるが、公務労働者の状態を条件づけているのはそれにとどまるものではない。同じ公務労働者の中でも地方自治体に雇用されている自治体労働者は、国家公務員労働者と共通した条件下にあると同時に、さらにそれとはちがった状況のもとにおかれている。それは基本的には国家と地方自治体との性格・構造のちがいにもとづいているわけであるが、さらに地方自治体はそれ自体決して一様な存在ではなく、地域性（とくに地域における階級的対抗関係のもとにおける地域民主主義運動の蓄積 — それは自治体労働者も参加している — ）をともなって多様である。したがってこのことを反映して自治体労働者の状態を規定する条件も決して一様ではない。このような視点に立つならば、実は国家公務員労働者の場合も、その状態を規定する諸条件は決して同じではなく、諸機関の性格・構造（とくに官僚制の強弱）や職場民主化の度合、職種などによって異っていることは明かである。

さらに、公務労働が公務労働者だけによって担われているのではなく、地域の他の労働者や地域の勤労住民によってもたとえ部分的ではあれ担われている、という理解に立つならば、それに関連して、国、地方自治体のほかに地域の各種の協同組合、諸団体・組織を視野に入れ地域を基礎とする諸組織・機関などの相互の関連について明かにすることが必要であろう。

最後に第6として、労働運動戦線における公務労働者の位置・役割についてのべておこう。すでにこの節の冒頭で指摘したように、公務員労働者の労働組合組織率は約70%で他の産業、職種に比べて群を抜いて高い。その条件をここで検討することはできないが、それは、公務労働について小論でこれまで指摘してきたことに照らしても、公務労働者の性格とそれのおかれている状態を示しているともみることができよう。組織労働者としての公務員労働者の位置の高さはたとえばその組織率にも反映しているといえるが、とくにその中心部分が教育労働者によって担われているということは、教育労働（それは公務労働だけではない）の社会的性格とそれを担う教育労働者の主体的運動の蓄積にもとづく先進性として位置づけることができよう。とくに地域における組織労働者の位置が農村部において高いという状況は一般的に指摘されているが、それは、小論で明かにした公務労働の性格に照らしてもその労働自体の中にオルガナイザーの役割が含まれている（住民本位の共同業務）のであって、公務労働者は労働運動戦線を基軸とする地域民主主義運動の中心的勢力としての位置におかれているといえよう。

以上、公務労働および公務労働者の性格について検討してきたのであるが、その主な論点は、協同組合労働の考察の中から導き出されたものであり、今後、あらためて両者の関連を明かにすると同時に、教育労働論、とりわけ社会教育労働論（それ自体公務労働であり教育労働である）として深めたいと思う。

注

- (1) 生活の社会化と生活協同組合の関連については、社会的共同消費手段に着目して、すでに拙著『現代の農協理論』（1973年、全農協労連、とくにその第9章、生活問題と協同組合）の中でふれた。なお、この点については、その後真田是氏もより詳しく関説している。坂寄俊雄編『生活協同組合と現代社会』（1978年、法律文化社）参照。また、農業協同組合について、協同組合論を労働の社会化との関連で考察した論稿として、美土路達雄氏の論文が注目される。美土路達雄「農協論についての覚え書」（北海道大学教育学部『北海道大学教育学部紀要』、第28号、1977年、所収）を参照されたい。なお、山田定市『地域農業と農民教育』（1980年、日本経済評論社）も合わせて参照されたい。
- (2) 森 晃「商業資本の企業経営と生活協同組合の事業経営」（生活協同組合市民生協『現代生活協同組合論』1982年、所収）を参照されたい。
- (3) 前掲森論文118ページ。
- (4) ほぼ共通の視点に立って農協資産の構造と性格について分析したことがある。生協についても農協と共通した性格、構造がみられるのである。そのちがいは、農協の場合には生産手段〔広義〕の共同化を主軸としているということである。それは協同組合工場という例外的な存在を別にすれば、労働者協同組合と農協との基本的なちがいを示している。山田定市「農協の財務構成とその基本的性格——農業を中心とする生産・労働の社会化を視点として——」（湯沢誠編『農業問題の市場論的研究』、1979年、御茶の水書房、所収）を参照されたい。
- (5) 美土路達雄「協同組合の組織と経営に関する試論」（協同組合研究会編『協同組合の組織と経営』、1957年、御茶の水書房、所収）；美土路達雄『働くものの農協論』（1967年、現代企画社）を参照されたい。
- (6) 山田定市「商業資本と協同組合」（北海道大学農学部『農経論叢』、第25集、1969年、所収）；山田定市『現代の農協理論』（1973年、全農協労連）を参照されたい。
- (7) 資本家の消費は、大別して生産的消費と個人的消費に分かれ、さらに後者は消費手段と奢侈消費手段より構成される。このうち生産的消費は拡大再生産の過程で絶えず増大しつづけ、奢侈消費手段も個別的には無制限の拡大の可能性を含んでいるが、消費手段については、基本的には社会的生活水準によって条件づけられている、とみることができる。
- (8) 山田定市「商業資本と協同組合」（北海道大学農学部『農経論叢』、第25集、1969年、所収）
- (9) ほぼ同じ論点は、農業協同組合の場合に、農民経営の共同化の具体的形態として指摘した。くわしくは前掲、山田定市「商業資本と協同組合」を参照されたい。
- (10) 山田定市『現代の農協理論』（1973年、全農協労連）、とくにその第4章、第5章を参照されたい。
- (11) このような視点からみても、農業協同組合の場合には、生活協同組合の場合と異り、生産手段が加わるのでいちじるしいちがいがある。山田定市「農協の財務構成とその基本的性格——農業を中心とする生産・労働の社会化を視点として——」（湯沢誠編『農業問題の市場論的研究』（1979年、御茶の水書房、所収）参照。
- (12) たとえば、全国生協労働組合連合会編『生協労働者と生協運動』（1976年、民衆社）では、生協労働者の役割と生協労働組合の任務について理論的・実践的に深められている。
- (13) たとえば、品川尚志「専従役職員集団に求められる現代的役割」（坂寄俊雄編『地域生活と生協運動』

(1981年, 法律文化社, 所収)を参照されたい。

- (14) 農協労働組合にあっては、すでに十数年らい農協労働者の役割について、農協労働運動の運動方針の中で、地域農業の発展と農協の民主化を主要な課題としてかかげて取り組んでいる。その理論的・実践的成果は全農協労連の機関誌『労農のなかま』（月刊）や多くの出版物に掲載されている。とくに注目されるのは、労働者自身が研究者集団の協力のもとに科学的な地域調査、労働者状態調査などにとりくみ、実践・理論活動にいかしていることである。そのさい、農業・農協問題特別委員会、中央労農研究集会助言者団などの研究者集団の理論的寄与は大きいのであるが、とくに鈴木文熹氏は、その中でも中心的な役割を担い、農協労働者論の構築の努力を続けている。その成果は、同氏になる多くの著作に詳しいが最新のものとしては、次の論稿が参照となろう。鈴木文熹「農協労働者の状態と労働組合（上、中）」（全農協労連『労農のなかま』、1982年、11月号、12月号—連載中—）。
- (15) 以下でのべる論点の概括的な指摘については次の論文を参照されたい。山田定市「現代生活協同組合論の課題」（生活問題研究所『商品流通と生協経営』、1982年11月号、所収）。
- (16) 前掲、品川尚志「専従役職員に求められる現代的役割」、参照。
- (17) 荒又重雄『賃労働論の展開』（1978年、御茶の水書房）、212ページ。
- (18) エンゲルス『家族、私有財産、国家の起源』（全集、大月書店版、第21巻、所収）
- (19) たとえば宮崎礼子・伊藤セツ編『家庭管理論』（1978年、有斐閣新書）。
- (20) 布施晶子・玉水俊哲編著『現代の家族—新しい家族の創造をめざして—』（1982年、青木書店）、とくに、Ⅱ新しい家族をめざして（布施晶子氏執筆）を参照されたい。
- (21) 家族の性格規定については、たとえば前掲布施・玉水『現代の家族』、Ⅴ現代における夫婦の問題（庄司洋子氏執筆）を参照されたい。
- (22) 労働者家族の場合、家庭内労働＝家族労働といえるが、ブルジョア家族、農民家族の場合は等置できない。ブルジョア家族の場合には、家庭内労働が家族以外の雇用労働力によって担われることがある。また、農民家族の場合には、家族労働の一部（むしろ大半）が商品生産労働として社会的労働となる。
- (23) 農業協同組合のように小生産者協同組合の場合には購買（G-W）だけでなく販売（W-G）も含まれる。
- (24) 前掲、荒又重雄『賃労働の展開』、212ページ。
- (25) くわしくは、山田定市「協同組合間協同の現代的性格」（1982年、生活協同組合市民生協『生活協同組合論』、所収）を参照されたい。
- (26) 主として農民の主体的性格の一側面としての労働主体に関してどのような性格と課題（とくに学習課題）を有しているかについては、前掲、山田定市『地域農業と農民教育』を参照されたい。
- (27) やはり農民の主体的性格についてであるが、生活主体としての課題に関しても概括的にふれた。山田定市「あすをになう農民は新しい教育を求める」（新日本出版社『経済』、1982年11月号、所収）参照。
- (28) 前掲、山田定市『地域農業と農民教育』を参照されたい。
- (29) 生活協同組合の成員がその活動に参加する中で、どのように成長・発達するかということは、協同組合労働論を基軸にしながら、さらに広い視野で、しかも実証的に解明すべき課題である。この研究課題は、ほとんど未着手の状態にあったといえるが、われわれの研究室ではこれを社会教育研究の一環として位置づけて研究を続けている。その成果の一つとして次の論文を参照されたい。田中秀樹「生協組織におけるリーダー層の形成課程—市民生協K店の事例—」（生活協同組合市民生協『生活協同組合論』、1982年、所収）。
- (30) 重森暁氏は、公務労働論の課題として次の3つをあげている。第1に住民の貧困化との関連で公務労働がどのような意義をもっているか、第2に公務労働の二重性について官僚機構とのかかわりで再検討していくこと、第3に今日の社会的分業の中での公務労働の位置を明かにすること。それぞれ重要な課題であるが、従来の議論では労働内容に関する考察が最も不十分であったといえよう。重森暁「公務労働の今日的課題とは」（自治体研究社『住民と自治』、1982年2月号、所収）を参照されたい。

- 31) 公務労働論の系譜については芝田進午編『公務労働の理論』（1977年、青木書店）の序章（芝田氏執筆）を参照されたい。
- 32) 前掲、芝田進午『公務労働の理論』、序章、参照。
- 33) 重森暁『地域と労働の経済理論』（1981年、青木書店）、135～136ページ。
- 34) くわしくは、池上惇『財政危機と住民自治』（1976年、青木書店）、とくにその第3章（現代国家と財政の理論）を参照されたい。
- 35) 重森暁編『地域のなかの公務労働』（1981年、大月書店）、この中で重森氏の見解はその第1章、小森氏の見解はその第2章にくわしい。
- 36) 池上惇『現代国家論』（1980年、青木書店）、47ページ。
- 37) 重森暁『地域と労働の経済理論』（1981年、青木書店）、150ページ。
- 38) 前掲書、151ページ。
- 39) 前掲書、195ページ。
- 40) 前掲書、195～196ページ。
- 41) 前掲書、第5章、現代の貧困化と公務労働、参照。
- 42) この論点に関連して、重森氏の交通労働に関する分析はきわめて示唆に富んでいる。重森氏はその中で、交通労働を一般的労働として性格づける。しかし、一般的労働は、他の商品生産労働と区別する絶対的基準ではなく、社会的生産力の発展のもとでは、より多くの種類の労働がしだいにそのような性格を内包するようになり、その意味では相対的な区別にすぎなくなる、とみるべきであろう。前掲、重森暁『地域と労働の経済理論』、とくにその第7章、社会的分業と交通労働、を参照されたい。
- 43) レーニン『国家と革命』（全集、大月書店版、第25巻）、521ページ。
- 44) この論点にかかわって重森氏は「社会のだれもが公務に携わるようになるとき、公務労働は死滅する。これが公務労働の運命である」（前掲、重森暁『地域と労働の経済理論』、159ページ）とのべているが、これは早急にすぎよう。すべてのものが担うとき、ある時期、やはり公務労働者として（したがって分業として固定化しないで）働くことはありうるし、かりにその必要すらなくなったとしても、公務労働は残る。そのさい死滅するのは公務労働ではなく公務労働者である。本文で指摘したように公務労働者は公務労働の唯一の担い手ではない。
- 45) 前掲、重森暁『地域と労働の経済理論』、136ページ。

IV 生活主体の形成と協同組合 — 概括と今後の課題 —

この節では、これまでのべてきた主要な論点を概括し、さらにそこからひき出される今後の研究課題についてのべることにする。

まず第1に、こんにちの経済問題の中でとくに生活問題に焦点をしばったのは、むしろそれ自体が経済問題として十分解明されていない研究課題であるという認識がその基礎にあるけれども、そのような生活問題を解明することは、とりまなおさず、労働者・勤労住民の側から社会の再生産構造、経済問題をとらえなおすということであって、その視野はひとり生活問題にとどまらない。

第2に、生活問題はすぐれて労働者・勤労住民の生活問題として顕在化するわけであるが、その根幹となる理論的枠組みは貧困化である。そのさい、小論では、とりわけ第1の視点を重視するという見地から、貧困化における生産力構造のもつ意味を重視した。つまり、生産力の社会的水準を労働者・勤労住民の生活諸条件としてみた場合、それが現実の生活諸条件として具体化する過程で、その資本主義的矛盾がいかに醸成され顕在化するかという問題としてとらえ、その中に貧困化の内実を認識しようとするものである。貧困化をこのようにとらえた場合、労働者・勤労住民の生活過程は大別して、労働過程とそれ以外の消費生活を中心にしたいわば狭義の生活過程とに分かれ

るが、むしろそれを統一的に認識するさいに、労働者・勤労住民の労働が重要な意義を有することになる。

第3に、そのさい、一般に労働は生産的労働を基軸とする社会的労働として把握されてきたのであるが、さらに、従来家事労働といわれてきた労働を中心に、生活にかかわる労働をも視野に入れ、生活過程における労働の意義をより広い視野に立って解明してきた。

第4に、労働に対するこのような視点は、さらに生産力構造の分析視角にも及び、労働者・勤労住民の生活過程を視野に入れたうえで、さらに地域産業の生産力構造についてその考え方を明かにした。それは、まさに生活諸条件としての生産力の民主的統制の課題に結びつき、労働主体としての労働者・勤労住民の主体形成にもかかわる理論的・実践的課題である。さらにこのことが地域に根ざした経済民主主義の発展をめざす中で、とくに生産力にかかわる重要な課題 — それは単なる生産力の資本主義的発展にとどまらず、生活の側からみた生産力（これをわれわれは貧困化論の枠組みの中で生活諸条件としての生産力水準としてとらえた）の発展 — として位置づけることになる。

第5に、以上のべたような生産力と生活水準との相互関連は、現実には多様にしかも幅広い領域にわたって体现するのであるが、その端的なあらわれは、いわゆる社会的共同生活手段の態様の中に見ることができる。それは生産力の社会的発展と労働の社会化、さらにそれを基礎とする生活の社会化が進行する中で、労働者・勤労住民の生活条件としてますます重きをなすようになる。そして、それ自体の態様が資本の論理（収益性、投下資本効率など）によって強く条件づけられるため、その社会的充足の地域・階層差、さらにその個別家計への圧迫（とくに費用の受益負担の実施によって）などをめぐって貧困化がより広範にしかもより集中的にあらわれる。

以上のべたことは、それ自体、労働者・勤労住民の生活問題（＝貧困化）に対する新しい分析視角を含んでいるのであるが、このような脈絡の中に生活協同組合を位置づけた場合、生活協同組合は、こうした生活問題を克服する大衆的組織としてそれにふさわしい性格と条件を備えている、といえる。いいかえれば生活協同組合は、労働者・勤労住民がその貧困化の中で、みずからの生活の改良をめざす自主的・集团的活動の組織であり、それ自体、生活の社会化の歴史的な一形態である、とみることができる。生活協同組合をこのように位置づけたうえで、その性格や構造を分析しようとするさいには、当然、上記の生活問題に対する分析視角がその基礎として必要であり、生活協同組合をこのような視点で分析する中で、これまでの生活協同組合論においてとくにほとんど未解明であった課題に分析の焦点をあてることのできるのである。このような視点に立ってみた場合、協同組合労働に考察の重点を置いたことは、従来の生活協同組合論（ひいては農業協同組合をはじめとする他の種類の協同組合についても）をさらに発展させるうえで欠かせないことであったと理解している。そして、このことは、とりもなおさず生活協同組合の成員と生協労働者の関連をひろく労働と労働力の社会的編成の中で明かにすることであり、生活協同組合の現段階的役割についてこれまでより広い視角で接近することに結びつくものである。それゆえ、そこで導き出された論点は、補論でのべたように公務労働論の論点に結びつくのである。

さて、以上本論でのべたことは、生活問題ならびに生活協同組合論の課題としては主要な内容のひとつをなすと思うが、もちろん、生活協同組合論で論ずべき課題はここでのべたことに尽きるものではない。むしろ小論では、生活協同組合論として欠かせない論点のいくつかについて、とくに協同組合労働論に集約しながらのべてきたのであるが、それ自体としてもなお残された課題は少なくないし、これを生活協同組合論として体系的に発展させるためには、すくなくとも次の諸点を

小論にひきつづ課題として設定する必要があると思う。

第1に、その主要な課題は、この章の主題としてかかげたように、生活主体の形成とそこにおける生活協同組合の役割についてである。その意味するところは概括的にいえばこうである。さきに、貧困化の枠組みについてのべたさいに、これを「可能的な一般的な生産力の水準（＝生産力の水準）と現実の生活諸条件の水準との格差＝貧困化」として把握したわけであるが、これは生産力の社会的水準の傾向的な発展を前提としている。現に、歴史的にみても資本主義のもとで生産力の社会的水準は基本的には上昇・発展している。このことを生活諸条件としてとらえなおすならば、それは生活の内容を各面的に発展させさらに水準を高めるための物質的な条件をなす（それゆえ、可能的な生産力の水準と現実の生活諸条件との格差が問題）。それを現実化させるのは労働者・勤労住民自身である。つまり、ここでは、生活内容を多面的に発展させ、その水準を上げる主体として労働者・勤労住民が位置づく。これをここでは生活主体の形成として意義づけるのである。これは、生産力の社会的水準が極度に低かった時代における生活水準の固着状態とは異った状況であるといえよう。しかし、それは、労働者・勤労住民の主体的な努力によって単純に実現するものではない。資本主義的な生産力はまさにその発展の過程で不均等発展をともしない、そのことが労働者・勤労住民の生活内容・水準の格差構造を拡大すると同時に、矛盾の集中点としての低所得・貧困層（江口英一氏らの規定⁽¹⁾）を増大させ、全体として貧困化を一層深化させるからである。

このような状態のもとにおける生活主体の形成にかかわる課題は、基本的には、まず、家族を基本単位とする個別的生活を、社会的な関連のもとで主体的に編成しその向上を実現すること（宮崎礼子氏らのいう家庭管理主体⁽²⁾）の形成もほぼ同主旨であろう）、そして、そのこととの関連で社会的共同生活手段の拡充など共同生活の充実をはかること、さらに、それらの実現にあたってその物質的基礎をなす社会的生産力の民主的統制をたとえ徐々にではあれ実現していくこと、に要約されよう。したがって、生活主体による生活内容の自主的編成という場合、それは、狭義の生活過程にとどまらず、その物質的条件としての生産力の民主的統制をも含む広いとらえ方になる。これは、生活の社会化の主体的側面にかかわることであり、労働の社会化の主体的側面（一般にいわれる変革主体の形成）との関連における生活主体の形成についての主要な内実をなしている（生活の社会化をこのように主体的に把握することはこれまでほとんどなかったように思われる）。

このような基本的な枠組みにもとづいて、これをたとえば食糧問題、食生活として考えるならば課題はより具体的になろう。現在、食糧問題については非常に関心が高まり、すぐれた研究成果が相ついで公刊されている。他方、これをさらに生活問題に結びつけて食生活の問題としてより広い視野からの考察もなされている。⁽³⁾さらにこの中で最近「日本型食生活」ということが議論になり、食生活の問題が食糧問題を背景とし、しかも貧困化の内実ともかわりながら独占資本と労働者・勤労住民との間に鋭い対立を生み出している。俗に衣食住といわれ生活の基本条件のひとつとされている食糧についてみた場合、すくなくともその素材は多様であり、食糧生産部門の生産力も決して低くはない。その意味ですくなくとも食生活を多面的にくみだてる可能性は有するわけであるが、現実には、それが独占資本の介在と外国依存の食糧政策によって、個別の食生活においても、食糧生産構造の面でも構造的な矛盾を拡大しつつある。このような中で、労働者・勤労住民が食生活を主体的に編成し、そのための条件を獲得する運動を展開することは、生活主体として生活内容を主体的に編成するにあたっての主要な課題のひとつである。これを農業生産に直接かわりをもたない労働者・勤労住民の側からみても食生活 → 農業・農民問題 → 資本主義下の農工間の不均等発展 → 自然界と人間との関係、という認識の拡がりや深まりの中でみずからの生活問題をより

広い視野でとらえなおし、生活内容の自主的編成の課題を明かにすることができよう。この点ではこれまで社会的生産をほとんど視野に入れることができなかった消費者運動も新しい発展の契機を得ることができよう。⁽⁵⁾

このように生活主体の形成の課題を認識した場合、生活協同組合はそのような生活主体の集団的陶冶の場であり、とりわけ共同生活過程の形成・発展にもっとも適合した組織的特性を有しているとみることができる。この点についてさらに理論的に深めると同時に、実証的に検証することが今後の生活問題ならびに生活協同組合研究にとって必須の課題である。しかし、そのさい、すくなくとも次のことに留意しなければならない。すなわち、そのひとつは上記のことは生活協同組合が経済民主主義の中でとりわけ生活問題にとりくむ担い手としてふさわしいことを意味するのであるが、それは生活協同組合運動のみによってはほとんど実現不可能であるということである。労働者・勤労住民の主体的運動の主力は労働組合運動、農民運動などの社会改造をめざす大衆運動であって、生活協同組合運動はその一翼を担いつつ独自の役割を果たすことになる。その意味で協同組合運動に過大な期待をもつことは適切とはいえない（このことは生活協同組合が労働者・勤労住民の生活問題を中心にして広範に組織し活動する意義をいさかもそこねるものではない）。また、真の革新勢力の結集のもとにその実現をめざす統一戦線をぬきにして協同組合戦線を独自に展望することも困難であろう。

第2の課題は生活協同組合の組織問題である。小論ではこの点についてほとんどふれなかったが、この問題については、これまでの生活協同組合論の中では比較的によく論じられてきた。それゆえその批判的検討も必要なわけであるが、あえて小論でこの論点を課題として残したのはむしろ、その前提になる基本的視野を明かにすることが先決であると判断したからにほかならない。これまで支配的であった運動論的ないしは当為論的な組織論の延長線上には、組織問題の精緻な解明は困難であるからである。その意味で、小論でとくに協同組合労働について論及したが、このことは生活協同組合の組織問題の基礎に据えられなければならない、と考える。その中でとくに協同組合労働についてこれをその成員と生協労働者とがそれぞれの立場から共同で分担しているということをつまらせたのであるが、このことは、生活協同組合の成員と生協労働者との組織的関係を規定する基本的な条件である。このことをふまえて協同組合労働の具体的な内容や専門性についてさらに深められるべきであると同時に、協同組合労働以外の諸活動（たとえば教育、文化、平和運動に関する活動など）を含めた生協運動を支える組織ならびに組織活動のあり方が今後の課題となろう。

第3に、このような生協の組織問題との関連において、生協労働組合運動は深めるべき独自の課題をなしているといえよう。生協労働組合の歴史は、古くは1948年、神戸灘生協に従業員組合が結成されたことにはじまるが、飛躍的な発展を遂げたのは1960年代に入ってからである。当初は生協労働者の生活と権利を守る運動の中でとくにその劣悪な労働条件を改善・向上させることに力点がおかれたが、現在はそのような方針を引き継ぐと同時に、“生協運動を住民の中へ”をスローガンに80年代の生協運動の担い手として、生協運動の発展に積極的にとりくんでいる⁽⁶⁾。生協労働組合運動が、その成員である生協労働者の生活協同組合の中における位置と役割を基礎にして明かにされなければならないことはいうまでもない。小論ではその根幹にかかわる課題として協同組合労働の性格について解明した。このことは生協労働組合がかかげる“生協運動を住民の中へ”の理論的基礎をなすものである。生活協同組合が地域における経済民主主義運動の発展に役割を果たす場合、それは生協労働組合運動の存在をぬきにしては考えられない。生協労働組合と生協理事会との関係は資本主義的企業のもとにおける労資関係とはことなるが、現在の労働者の労働条件、賃金は企業（事業体）内の条件のみではなく、地域的・全国的労働市場によって条件づけられているので、労働運

動もそのような視野に立った運動が求められる。また、生活協同組合におこりがちな「経営主義的偏向」を阻止する力は生協労働組合を基軸とし、生活協同組合の成員との連帯のもとに進められる生協民主化の運動であろう。このような視点をふまえて生協労働者の状態を基礎とする生協労働組合運動の発展条件について説明することが求められているといえよう。

最後に、生活協同組合をとりまく情勢との関連でその説明すべき課題をのべておかねばならない。戦前における産業組合を中心とする協同組合運動は、日本資本主義が帝国主義侵略を強行する中で軍国主義体制に包摂され、戦時の統制団体の時期を経過したのち、戦後の新生協同組合としての再出発をまたざるをえなかった。戦前日本帝国主義は軍事体制への再編成にあたり地域再編成をとくに重視した。そのさい、地域共同組織としての協同組合（産業組合）が最大限に利用された。このような歴史的教訓の意義は現時点においても決して小さくはない。とくに軍事的再編が地域にまで及ぶなかで農業協同組合や生活協同組合があらためて注目をあびている。とくに農業協同組合の場合には、そのみずからの運動方針の中にそれに協調する危険性が皆無とはいえない。⁽⁷⁾「地域コミュニティ」や「地域協同組合」をめぐる議論もこのような情勢の中で批判的に検討する必要があるだろう。そのうえでたとえば協同組合間協同の意義についてもさらに深める必要があるだろう。このような問題状況の中で、農業協同組合についても独自に考察を進めなければならない。⁽⁸⁾地域民主主義運動の一環として生活協同組合運動を前進させることは、同時に日本がファシズムに走らせる危険な道を歩むことを阻止することにも通じるからである。生活協同組合論にはそのような広い分析視角が合わせて求められているのである。⁽⁹⁾

注

- (1) 江口英一『現代の「低所得層」』（上・中・下）（1980年、未来社）がその代表作である。
- (2) 宮崎礼子・伊藤セツ編『家庭管理論』（1978年、有斐閣新書）参照。
- (3) たとえば次の著作・論稿を参照されたい。そのひとつひとつの論旨の特徴については、ここではふれないが、いずれも食糧問題研究にとっては欠かせない文献である。井野隆一・重富健一編著『食糧問題の基本視角』（1976年、新評論）、日本科学者会議編『日本の食糧問題』（上・下）（1978年、大月書店）、吉田武彦『食糧問題ときみたち』（1982年、岩波ジュニア新書）、宮村光重・吉田忠編『食糧の経済』（1981年、ナカニシヤ出版）、宮村光重「国民食糧と農業の役割」（講座日本の資本主義8『日本資本主義と農業・農民』、1982年、大月書店、所収）。
- (4) 美土路達雄「子どもの食生活変容とその社会的経済的条件」（名寄女子短期大学『学術研究報告』、第14巻、1982年、所収）、日本科学者会議編『食生活と健康』（1982年、大月書店）、参照。
- (5) 消費者問題、消費者運動のとらえ方については、たとえば次の文献を参照されたい。小谷正守・保田芳昭編著『現代日本の消費者問題』（1980年、ミネルヴァ書房）、小谷正守『現代消費経済の基礎理論』（1981年、ミネルヴァ書房）
- (6) たとえば次の文献を参照されたい。全国生協労働組合連合会編『生協運動を住民の中へ』（1980年、民衆社）。
- (7) たとえば1982年に開かれた全国農協大会では、今後の農協の活動方針の基本にかかわる次のふたつの決議がなされた。『日本農業の展望と農協の農業振興方策』、『系統農協経営刷新強化方策』、とくにこれらの中で「経営合理化」をみずからの方針として打ち出している。
- (8) 農業協同組合論については、あらためて考察の機会を持ちたいと思うが、次の文献を参照されたい。美土路達雄「農協論についての覚え書」（北海道大学教育学部『北海道大学教育学部紀要』、第28号、1977年、所収）、太田原高昭『地域農業と農協』（1979年、日本経済評論社）

山田定市『現代の農協理論』（1973年，全農協労連）；山田定市「商業資本と農協」，「農産物市場の再編と農協」，「農協民主化の課題と展望」（いずれも川村琢・湯沢誠・美土路達雄編『農産物市場論大系，1・2・3巻，1978年，農文協，所収）。

- (9) 地域に根ざした経済民主主義の発展の課題，その中における住民自治と住民の主体形成については，池上惇氏を中心とする研究グループの研究成果に学ぶところが多い。数多い成果の中で，島恭彦監修『講座現代経済学Ⅰ経済学入門』（1978年，青木書店），さらにその続篇ともいべき近著，基礎経済学研究所編『人間発達の経済学』（1982年，青木書店）は示唆に富んでいる。その豊富な論点について，ここでふれる余裕はないが，次の2点は小論の論旨とかかわってさらに検討すべき内容を含んでいる。そのひとつは，人間発達にかかわって「潜在力」ないし「潜勢力」の形成，さらには「普遍的発達の潜在的可能性」についてふれているが，その顕在化のメカニズムは労働過程における労働内容と関連しており，したがって労働力の陶冶と結びつけて考察する必要がある。いまひとつには，公務労働（とくに自治体労働）の中には教育・福祉労働のように「人間発達を保障する労働」が含まれる，という指摘は重要であるが，そのような労働内容が公務労働（の一部）に固有のものであるとはかならずしもいえないであろう。このことは，小論における協同組合労働の性格の分析に照らしても明かであり，労働内容にそくした一層の検討が必要であろう。